審議資料２

広島市地域防災計画・広島市水防計画の修正（案）
新旧対照表

広島市地域防災計画・広島市水防計画（令和３年３月修正）の修正（案）目次

１．防災基本計画の修正（令和２年５月）を踏まえた修正

⑴　指定緊急避難場所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第１章＿総則	第２節＿防災業務実施上の基本理念及び基本原則	第２＿基本原則	1
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第６節＿避難体制の整備	第９＿指定避難所等の防災機能の強化	2
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第５節＿避難対策	第６＿指定緊急避難場所等の開設等	3
水防計画	第４章＿避難対策	第６節＿避難場所等の開設等	第１＿避難場所の開設	6
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第５節＿避難対策	第７＿指定緊急避難場所の開設等	8

⑵　災害リスクと災害時にとるべき行動の理解促進

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第７節＿防災教育・訓練及び調査研究	第１＿防災知識の普及	9

⑶　その他の防災基本計画の修正を踏まえた修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表 ページ番号
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第５節＿防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	第１＿防災拠点施設等の機能確保	10
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第７節＿防災教育・訓練及び調査研究	第２＿防災訓練の実施・指導	11
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第８節＿自主防災体制の整備	第５＿企業防災活動の促進	12
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第９節＿要配慮者に係る災害の予防対策	第２＿要配慮者に係る災害の予防対策	13
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第３節＿情報の収集及び伝達	第１＿情報の収集・伝達体制	14
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第１３節＿保健衛生対策	第５＿愛護動物の保護管理	15
震災対策編	第２章＿震災予防計画	第１５節＿要配慮者に係る災害の予防対策	第２＿要配慮者に係る災害の予防対策	16
震災対策編	第２章＿震災予防計画	第１８節＿自主防災体制の整備・防災訓練の実施	第２＿防災訓練の実施・指導	17
震災対策編	第２章＿震災予防計画	第２０節＿企業防災活動の促進	―	18
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第３節＿情報の収集及び伝達	第１＿情報の収集・伝達体制	19
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第１３節＿保健衛生対策	第５＿受援動物の保護管理	20
都市災害対策編	第７章＿危険物等災害対策	第４節＿災害予防計画	第２＿迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	21

２．水位周知下水道の指定に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第２節＿風水害予防計画	第１＿洪水予防対策	22
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第２節＿風水害予防計画	第３＿内水氾濫・滞水予防対策	23
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第２節＿災害応急組織の編成・運用	第６＿災害対策本部	24
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第３節＿情報の収集及び伝達	第１＿情報の収集・伝達体制	25
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第３節＿情報の収集及び伝達	第２＿気象情報等の収集及び伝達	26
水防計画	第２章＿情報の収集及び連絡	第２節＿気象情報・水防情報等の伝達	―	27
水防計画	第３章＿水防応急活動	第１節＿水防要員の出動	第１＿出動の指令	28
水防計画	第４章＿避難対策	第３節＿災害種別に応じた避難	第５＿内水（雨水出水）への対応	29
水防計画	第３章＿水防応急活動	第３節＿警戒・広報活動の実施	第１＿警戒・広報要員の任務	31

３．その他の主な修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第５節＿避難対策	第１＿注意喚起	32
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第５節＿避難対策	第２＿避難準備・高齢者等避難開始	33
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第５節＿避難対策	第３＿避難勧告、避難指示（緊急）等	34
水防計画	第４章＿避難対策	第１節＿注意喚起.避難準備・高齢者等避難開始.避難勧告及び避難指示〈緊急〉	第２＿注意喚起	35
水防計画	第４章＿避難対策	第１節＿注意喚起.避難準備・高齢者等避難開始.避難勧告及び避難指示〈緊急〉	第５＿避難勧告、避難指示（緊急）等の発令	36
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第５節＿避難対策	第２＿注意喚起	37
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第５節＿避難対策	第４＿避難勧告、避難指示（緊急）等	38
基本・風水害対策編	第４章＿災害復旧・復興計画	第４節＿生活援護計画	第５＿被災者生活再建支援金の支給	39
基本・風水害対策編	第２章＿災害予防計画	第１５節＿ごみ処理体制の整備	―	40
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第１５節＿清掃対策	―	42
震災対策編	第２章＿震災予防計画	第１２節＿保健衛生・ごみ処理・遺体の火葬体制の整備	―	46
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第１５節＿清掃対策	―	49
基本・風水害対策編	第５章＿公益事業等防災計画	第１節＿電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所・西部水力センタ＿）	―	54
基本・風水害対策編	第１章＿総則	第１節＿計画の方針	第２＿計画の体系及び位置付け	61
基本・風水害対策編	第３章＿災害応急対策	第２節＿災害応急組織の編成・運用	―	62
震災対策編	第３章＿震災応急対策	第２節＿災害応急組織の編成・運用	―	69

その他の技術的修正について

１　組織改正に伴う修正

各項目について、広島市の組織改正に伴い、見出しの《　　》などに記載する組織名のみの修正を要する場合には、次のとおり一括して修正することとし、個別の修正（案）については、省略します。

（令和２年４月１日付け組織改正）

該当局等	修　正　前	修　正　後
区役所	健康長寿課	地域支えあい課
	保健福祉課	福祉課

（令和３年４月１日付け組織改正）※同年３月の広島市事務組織規則の改正の上は、修正します。

該当局等	修　正　前	修　正　後
健康福祉局	健康福祉・地域共生社会課	健康福祉企画課
	地域福祉課	地域共生社会推進課

※　「地域福祉課」の分掌事務のうち、「保護自立支援課」に事務を引き継ぐものは修正（案）（３９、１６８ページ等）を作成しています。

２　改元に伴う各種様式の修正

各種様式において、元号表記のみを修正する場合には、次のとおり一括して修正することとし、個別の修正（案）については、省略します。

修　正　前	修　正　後
平成　　年　　月　　日	年　　月　　日
Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日生	年　　月　　日生

修　正　前	
基本・風水害対策編 第１章　総則 第２節　防災業務実施上の基本理念及び基本原則	頁 3
第２　基本原則 ８　（略） ９　（略）	

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。
第２　基本原則 ８　本市及び防災関係機関等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。 ９　（略） 10　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第６節　避難体制の整備	頁 34

第９　指定避難所等の防災機能の強化

大規模な火事に適合する指定緊急避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するため、飲料水兼用型耐震性防火水槽を計画的に整備する。また、これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線屋外受信機を計画的に整備するとともに、必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。

また、指定避難所のうち、市立小・中学校及び区民文化センター、区スポーツセンター等については、今後、インターネット、地域情報ステーション等の情報ネットワークの整備と防災行政無線等の情報連絡体制の強化及び保存食料等の備蓄、仮設水槽等の応急給水用具の配備など防災拠点としての機能整備について検討を進める。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第９　指定避難所等の防災機能の強化

大規模な火事に適合する指定緊急避難場所付近における火災の延焼拡大を阻止し、避難住民の安全を確保するとともに、避難住民の飲料水を確保するため、飲料水兼用型耐震性防火水槽を計画的に整備する。また、これに併せて、避難住民に対し、防災情報を直接伝達するための防災行政無線屋外受信機を計画的に整備するとともに、必要に応じ、指定緊急避難場所への保存食料等の備蓄について検討を進める。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所における感染症対策を適切に実施するため、従前から指定避難所等へ備蓄している物資に加え、非接触型体温計や専用スペース確保用の自立型テント、フェイスシールド、ゴム手袋などの感染症対策物資を備蓄する。

また、指定避難所においては、災害時に速やかにタブレット端末等を配備し、関係事業者と連携してインターネットを活用した情報収集体制を整備するとともに、電力容量の拡大など防災拠点としての機能整備について検討を進める。

（資料編）　２－５－２　感染症対策物資の備蓄状況

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 166～168

第６　指定緊急避難場所等の開設等

３　指定緊急避難場所等の管理運営《健康福祉局健康福祉・地域共生社会課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

⑴　区長は、原則として、開設した避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

⑵　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

⑶　区長は、避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び男女、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。

　例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整のうえ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

　仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

⑷　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。

⑸　指定避難所等での要配慮者に対する配慮については、本章第 24 節１⑶に定めるところにより、適時適切に実施する。

⑹　健康福祉局長は、避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。

⑺　道路交通局長は、入浴施設が避難所に近接した場所にない場合は、バス協会等と連携し、避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。

⑻　健康福祉局長は、避難所における被災者支援を総括する。

４　避難状況等の報告

⑴　区長は、指定緊急避難場所等を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局へ報告する。

⑵　区長は、避難者数　避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局へ報告する。

⑶　区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を把握し、市長（危機管理室）に報告する。

修　正　後

修　正　理　由

○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

○　指定避難所の管理運営を別に定めることに伴う修正。

○　組織改正に伴う修正。

第６　指定緊急避難場所　の開設等

３　指定緊急避難場所　の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》

⑴　区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

⑵　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

⑶　区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

４　避難状況等の報告

⑴　区長は、指定緊急避難場所　を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

⑵　区長は、避難者数、その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

修　正　前	修　正　後
５　男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課・人権啓発課、危機管理室災害予防課》 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。	第９　指定避難所の開設・運営 １　指定避難所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として派遣する。 ２　指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 ⑴　区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。 ⑵　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。 ⑶　区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 ⑷　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。 ⑸　指定避難所での要配慮者に対する配慮については基本・風水害対策編「第３章災害応急対策、第２３節災害時における要配慮者等への避難支援等、１　要配慮者の安否確認と要望の把握、⑶指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。 ⑹　健康福祉局長は、指定避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。 ⑺　道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所にない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。 ⑻　健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。

修　正　前	修　正　後
	3　避難状況等の報告《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 ⑴　区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。 ⑵　区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については、健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。 ⑶　区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、市長（危機管理室）に報告する。 **4　男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援**《市民局男女共同参画課・人権啓発課、危機管理室災害予防課》 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた指定避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

修　正　前

水防計画 第４章　避難対策 第６節　避難場所等の開設等	頁 426、427

第６節　　避難場所等の開設等

第１　　避難場所の開設

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案のうえ、避難場所を開設し、区職員を管理要員として当該避難場所へ派遣する。

第２　指定緊急避難場所等の段階的な開設

（略）

第３　指定緊急避難場所等の管理運営

1　区長は、原則として開設した指定緊急避難場所に職員を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。

2　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。

3　区長は、衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保並びに要配慮者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。

また、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者を考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

4　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。

5　区長は、必要に応じ、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第４　　避難状況等の報告

1　区長は、指定緊急避難場所等を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局　　へ報告する。

2　区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局　　へ報告する。

修　正　後

修　正　理　由

○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

○　指定避難所の管理運営を別に定めることに伴う修正。

第６節　指定緊急避難場所等の開設等

第１　指定緊急避難場所の開設

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、本市が指定する指定緊急避難場所の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、　避難者の人数等を勘案の上　、職員を派遣し、指定緊急避難場所を開設する。

なお、気象、道路等の状況を勘案して、職員の派遣が遅れる場合等にあっては、あらかじめ鍵等を寄託している自主防災組織等の代表者等に対して開錠を依頼し、その後職員を派遣するものとする。

第２　指定緊急避難場所等の段階的な開設

（略）

第３　指定緊急避難場所　の管理運営

1　区長は、原則として、開設した指定緊急避難場所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。

2　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。

3　区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。

第４　指定緊急避難場所の避難状況等の報告

1　区長は、指定緊急避難場所　を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

2　区長は、避難者数、　　その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福祉企画課へ報告する。

修　正　前	修　正　後
	第５　指定避難所の開設 区長は、災害の発生により住家を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する場所が必要であると認める場合には、地域の特性、避難者の人数等を勘案の上、指定避難所を開設し、職員を管理要員として派遣する。 **第６　指定避難所の管理運営** １　区長は、原則として、開設した指定避難所に職員（保健師を除く。）を管理要員として常駐させ、自主防災組織及び施設管理者の協力を得て避難者の保護に当たる。なお、そこでの滞在が困難な要配慮者がいる場合は、必要に応じて、「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定」を締結している福祉施設等の中から福祉避難所の設置を検討する。 ２　区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行うとともに、避難者の状況等を早期に把握する。また、区長は、職員の交代に際し、マニュアルに基づき効率的な引継ぎが行われるよう指示する。 ３　区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 ４　区長は、関係機関、地域住民及びボランティア等の協力を得て、飲料水、食料、生活必需品及び仮設テント等を効率的に配給するとともに、指定避難所の安全と秩序の維持に努める。 ５　指定避難所での要配慮者に対する配慮については、基本・風水害対策編「第３章災害応急対策、第２３節災害時における要配慮者等への避難支援等、１　要配慮者の安否確認と要望の把握、⑶指定避難所等での要配慮者に対する配慮」に定めるところにより、適時適切に実施する。 ６　健康福祉局長は、指定避難所の近隣の高齢者施設等の協力を得て、被災者が入浴できる協定の締結を検討する。 ７　道路交通局長は、入浴施設が指定避難所に近接した場所にない場合は、バス協会等と連携し、当該指定避難所から入浴施設までの交通手段の確保に努める。 ８　健康福祉局長は、指定避難所における被災者支援を総括する。 **第７　指定避難所の避難状況等の報告** １　区長は、指定避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長（危機管理室）に報告する。ただし、福祉避難所の開設については健康福祉局健康福企画課へ報告する。 ２　区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を施設別に取りまとめ、市長（危機管理室）へ報告する。ただし、福祉避難所については健康福祉局健康福企画課へ報告する。 ３　区長は、必要な支援を積極的に行うため、指定避難所以外に避難している者や車中避難者がいる場合、さらに、在宅避難者がいる場合、その状況を可能な限り把握し、市長（危機管理室）に報告する。
第５　男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。	**第８　男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援** 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第５節　避難対策	頁 164

第７　指定緊急避難場所の開設等

３　指定避難所の運営

⑴～⑹　（略）

⑺　区長は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿指定避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び男女＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のニーズに対応できるよう配慮する。

また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

⑻～⑿　（略）

４　男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受け＿＿＿、必要な指導・支援に努める。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。 ○　文言の修正。

第７　指定緊急避難場所の開設等

３　指定避難所の運営

⑴～⑹　（略）

⑺　区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう配慮する。

また、指定避難所の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。

⑻～⑿　（略）

４　男女共同参画の視点等を取り入れた避難所運営のための支援

男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、避難者等からの相談を受けるなど、必要な指導・支援に努める。

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 59

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報

防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、地域の危険度や特性などを周知するとともに、３日分以上、可能であれば１週間分程度の食料・飲料水等の備蓄の確保やその具体的方法、非常持出品の準備、家具等の転倒防止対策等といった家庭での予防・安全対策、気象情報や災害情報等の防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動、家屋内、路上、自動車運転中等の様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、居住する地域の危険度や特性など、災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図り、住民の避難行動につながる仕組み・環境づくりに向けた取組を行う。

⑴　広報の内容

ア　（略）

イ　災害に対する平素からの備え（家庭又は事業所における予防安全対策、ローリングストック等を活用した食料等の備蓄の確保、避難時に最低限必要となる非常持出品の準備、家族の連絡方法、家族の安否の確認方法、広島市防災情報メール配信システムへの登録、出火防止対策、避難場所等の確認、家庭動物との同行避難等）

ウ　防災情報（気象情報や災害情報等）の意味

「注意喚起」、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等。

エ　防災情報を入手した際に住民が取るべき、基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動）

(ｱ)　避難行動とは、指定緊急避難場所等への移動だけではなく、その他の安全な場所への移動も含まれること。

(ｲ)　屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることも有効であること。

(ｳ)　急激な気象の変化に伴う避難勧告の際には、指定緊急避難場所が開設されてない可能性があるため、その他の安全な場所への移動が必要になる場合があること。

修　正　後

修　正　理　由

○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第１　防災知識の普及

１　市民に対する防災広報

防災週間や防災行事等を通じて、市民に対し、居住する地域の危険度や特性など、災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、防災情報の入手方法やそれを入手した際にとるべき基本的な行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る必要がある。このため、災害への備えや災害時にどのように行動するかということについて、各種ハザードマップ・パンフレット、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した防災教室等の各種行事を通じて、平時から市民の意識啓発や行動力の向上を図る。

⑴　広報の内容

ア　（略）

イ　災害に対する平素からの備え

(ｱ)　家庭又は事業所における予防安全対策（避難場所等の確認、安否確認方法の確認、広島市防災情報メール配信システムへの登録、避難誘導アプリのダウンロード、出火防止対策、家具等の転倒防止対策、家庭動物との同行避難等）

(ｲ)　家庭内備蓄の準備（ローリングストック等を活用した３日分以上、可能であれば１週間分程度の食料等の備蓄の確保）

(ｳ)　避難時に最低限必要となる非常持出品の準備

ウ　防災情報（気象情報や避難情報等）の意味

「注意喚起」、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の意味、危険度の段階に応じて発信する意図等

エ　防災情報を入手した際に住民が取るべき、基本的かつ具体的な避難行動（安全確保行動）

(ｱ)　避難行動とは、指定緊急避難場所等への移動だけではなく、その他の安全な場所にある親戚・知人宅等への移動も含まれること。

(ｲ)　安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと。

(ｳ)　警戒レベル４（避難勧告、避難指示（緊急））で「危険な場所から全員避難」すべきこと。

(ｴ)　屋外を移動することがかえって危険な場合は、屋内の安全な場所に留まることも有効であること。

(ｵ)　急激な気象の変化に伴う避難勧告の際には、指定緊急避難場所が開設されてない可能性があるため、その他の安全な場所への移動が必要になる場合があること。

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第５節　防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁 29

第１　防災拠点施設等の機能確保

２　防災拠点施設・設備等の安全性の確保

防災拠点施設・設備等については、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地震に強い施設整備を行うとともに、耐震診断や耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度１】: 最も緊急性の高い「発災直後から災害対応の中枢となる施設」

【優先度２】: 緊急性の高い「被災市民の生活維持に必要な施設」

【優先度３】:「災害復旧に必要な施設」

５　停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。

また、建物の更新時等に、自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。

修　正　後

修　正　理　由

○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第１　防災拠点施設等の機能確保

２　防災拠点施設・設備等の安全性の確保

防災拠点施設・設備等については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ整備に努めるとともに、地震に強い施設整備や＿＿＿＿＿＿＿＿耐震診断や耐震補強等を行い、これを良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時における用途に付随する食料、飲料水及び応急活動用資機材等の適正な備蓄及び調達体制を整備する。

なお、これらの防災拠点施設が被災した場合には、迅速な機能回復を図る。

この場合の防災拠点施設の応急復旧優先度は次のとおりとする。

【優先度１】: 最も緊急性の高い「発災直後から災害対応の中枢となる施設」

【優先度２】: 緊急性の高い「被災市民の生活維持に必要な施設」

【優先度３】:「災害復旧に必要な施設」

５　停電対策

停電時における関連施設・設備の機能を確保するため、自家発電設備等の整備を図る。

なお、機能の維持・確保に支障を生じない期間（最低３日間程度）の発電が可能となるよう燃料の確保に努めるとともに、災害対策本部が設置される防災拠点施設等への燃料の供給要請等を円滑に行うためのデータベースを整備する。

また、建物の更新時等に、自家発電設備その他の電気設備の浸水対策等を行う。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第７節　防災教育・訓練及び調査研究	頁 61

第２　防災訓練の実施・指導

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における防災訓練では、深夜、急激な気象の変化、指定緊急避難場所が開設されていない場合など、様々な条件を想定して指導するとともに、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらに、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

修　正　後

修　正　理　由

○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第２　防災訓練の実施・指導

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、居住地、職場、学校等における防災訓練では、深夜、急激な気象の変化、指定緊急避難場所が開設されていない場合など、様々な条件を想定して指導するとともに、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらに、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と連携し、過去の災害教訓を踏まえた実践的な共同訓練等の実施により、組織体制の機能や連携、要請手続等の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第８節　自主防災体制の整備	頁 65

第５　企業防災活動の促進

１　企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、

本市は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰制度及び企業防災マニュアルの作成等を検討・実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正等を踏まえた修正。

第５　企業防災活動の促進

１　企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本市は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図るため、企業防災マニュアルの作成等を実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第９節　要配慮者に係る災害の予防対策	頁 67
第２　要配慮者に係る災害の予防対策 ２　社会福祉施設・病院における防災対策の推進 ⑴、⑵　（略）	

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。
第２　要配慮者に係る災害の予防対策 ２　社会福祉施設・病院における防災対策の推進 ⑴、⑵　（略） ⑶　非常用電源の確保 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 111

第１　情報の収集・伝達体制

２　災害対策本部の運営に使用する通信施設

⑴～⑼　（略）

⑽　画像伝送システム

市役所本庁舎屋上に設置した監視カメラ　で捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入する全国の地球局との通信ができる。

⑾～⑲　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第１　情報の収集・伝達体制

２　災害対策本部の運営に使用する通信施設

⑴～⑼　（略）

⑽　画像伝送システム

消防指令管制システムの　監視カメラ等で捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入する全国の地球局との通信ができる。

⑾～⑲　（略）

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第１３節　保健衛生活動	頁 188

第５　愛護動物の保護管理

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第５　愛護動物の保護管理

動物の愛護と適正な飼養の観点から、獣医師会や動物取扱業者等と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１５節　要配慮者に係る災害の予防対策	頁 72
第２　要配慮者に係る災害の予防対策 ２　社会福祉施設・病院における防災対策の推進 ⑴～⑶　（略）	

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。
第２　要配慮者に係る災害の予防対策 ２　社会福祉施設・病院における防災対策の推進 ⑴～⑶　（略） ⑷　非常用電源の確保 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１８節　自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁 78

第２　防災訓練の実施・指導

震災時における防災活動を円滑に行うため、本市及び関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、「平成 25 年度広島市地震被害想定」において示された具体的な被害予測を踏まえた内容で実施し、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と一体となった実践的な共同訓練の実施により、組織体制の機能や連携の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第２　防災訓練の実施・指導

災害時における防災活動を円滑に行うため、本市及び防災関係機関は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

また、「平成 25 年度広島市地震被害想定」において示された具体的な被害予測を踏まえた内容で実施し、居住地、職場、学校等における定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮して、きめ細かく行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材等の操作方法等の習熟を図る。

さらには、災害時における相互応援等を円滑に行うため、他の地方公共団体や防災関係機関、地域住民や事業者等と連携し、過去の災害教訓を踏まえた実践的な共同訓練等の実施により、組織体制の機能や連携、要請手続等の確認を行い、訓練の結果を防災計画の修正に反映させるなど必要な措置を講じる。

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第２０節　企業防災活動の促進	頁 80

1　企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、

本市は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰制度及び企業防災マニュアルの作成等を検討・実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正等を踏まえた修正。

1　企業の果たすべき役割と責任

災害時において、企業は、従業員や顧客等の安全確保をはじめ、生活必需品等の安定供給など市民生活の安定を図るための経済活動の維持、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動など、重要な役割と責任を有している。

このため、企業は、これらを十分認識のうえ、災害時の活動マニュアル等を作成し、従業員に周知するとともに、防災訓練等を実施するなど防災体制を整備し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

本市は、企業のトップから従業員に至る防災意識の高揚を図るため、企業防災マニュアルの作成等を実施する。さらに、地域コミュニティの構成員としての企業に対して、地域の防災訓練への積極的な参加や地域の自主防災組織との応援協定の締結の呼びかけを行うとともに、防災に関する助言等を行う。

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 120

第１　情報の収集・伝達体制

２　災害対策本部の運営に使用する通信施設

⑴～⑼　（略）

⑽　画像伝送システム

市役所本庁舎屋上に設置した監視カメラ　で捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。

⑾～⑲　（略）

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第１　情報の収集・伝達体制

２　災害対策本部の運営に使用する通信施設

⑴～⑼　（略）

⑽　画像伝送システム

消防指令管制システムの　　監視カメラ等で捉えた画像により、被害状況を迅速・的確に収集するとともに、衛星通信を利用して即時に国等へ伝送する。

なお、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局との通信を行うことができる。

⑾～⑲　（略）

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第１３節　保健衛生活動	頁 199

第５　愛護動物の保護管理

動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

第５　愛護動物の保護管理

動物の愛護と適正な飼養の観点から、獣医師会や動物取扱業者等と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

修　正　前	
都市災害対策編 第７章　危険物等災害対策 第４節　災害予防計画	頁 372
第２　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	

修　正　後
修　正　理　由 ○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。
第２　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え ５　事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第２節　風水害予防計画	頁 17

第１　洪水予防計画

３　警戒避難体制の整備

⑴　（略）

⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等

資料編２－２－２に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時__の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時__の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、これを市長に報告するとともに公表する。

また、当該地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画に基づき、利用者の洪水時__の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時__の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

【避難確保・浸水防止計画に定めるべき事項（水防法施行規則第１２条）】

ア　洪水時__の防災体制に関する事項

イ　利用者の洪水時__の避難の誘導に関する事項

ウ　洪水時__の浸水防止に関する事項

エ　洪水時__の避難の確保及び洪水時__の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項

オ　洪水時__を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ　自衛水防組織の業務に関する事項

(ｱ) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

(ｲ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

(ｳ) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

キ　上記に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時__の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時__の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項

【自衛水防組織の設置に係る報告事項（水防法施行規則第１５条）】

ア　統括管理者の氏名及び連絡先

イ　自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

ウ　洪水予報__の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

本市は、避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の設置等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

第１　洪水予防計画

３　警戒避難体制の整備

⑴　（略）

⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等

資料編２－２－２に掲げる地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成し、これを市長に報告するとともに公表する。

また、当該地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告する。

【避難確保・浸水防止計画に定めるべき事項（水防法施行規則第１２条）】

ア　洪水時等の防災体制に関する事項

イ　利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

ウ　洪水時等の浸水防止に関する事項

エ　洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水防止を図るための施設の整備に関する事項

オ　洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ　自衛水防組織の業務に関する事項

(ｱ) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

(ｲ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

(ｳ) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

キ　上記に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水防止を図るために必要な措置に関する事項

【自衛水防組織の設置に係る報告事項（水防法施行規則第１５条）】

ア　統括管理者の氏名及び連絡先

イ　自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

ウ　洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

本市は、避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の設置等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の所有者又は管理者に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第２節　風水害予防計画	頁 19

第３　内水氾濫・滞水予防対策

修　正　後
修　正　理　由 ○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

第３　内水氾濫・滞水予防対策

４　警戒避難体制の整備《下水道局計画調整課》

⑴　警戒避難体制

水防法に基づき、市長により指定を受けた水位周知下水道における浸水想定区域については、円滑かつ迅速な避難を確保するために、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、地理情報システム（ＧＩＳ）、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア　洪水予報等の伝達方法及び避難場所等

イ　地下街等で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

なお、対象となる地下街等は「地域防災計画　基本・風水害編　第２章　災害予防計画　第２節　風水害予防計画　第１　洪水予防対策　３　警戒避難体制整備　⑴　警戒避難体制」のとおりとし、当該施設（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。）への洪水予報等の伝達方法は、下水道局水位情報自動通報システムによる。

⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等

避難確保・浸水防止計画の作成等については、「地域防災計画　基本・風水害編　第２章　災害予防計画　第２節　風水害予防計画　第１　洪水予防対策　３　警戒避難体制整備　⑵　避難確保・浸水防止計画の作成等」のとおりとする。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 84

第６　災害対策本部

１　設置及び廃止

⑴　（略）

⑵　設置基準

設置基準		ア　氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ　河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ　大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（２時間後、１時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ　高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ　市域で震度５弱以上の地震を観測したとき。 カ　広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ　前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。
	全員体制	ク　市域（※）で震度６弱以上の地震を観測したとき。 ケ　広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 コ　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。
摘要		①　下線部は、自動設置とする。 ②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④　国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。

※　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、１時間後に基準値超過、２時間後に基準値超過、３時間後に基準値超過を区分して表示）

※　安芸区内の震度計の一時撤去期間中は、市域又は海田町域の震度を対象とする

⑶～⑸　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

○　震度計の再設置に伴う修正。

第６　災害対策本部

１　設置及び廃止

⑴　（略）

⑵　設置基準

設置基準		ア　氾濫危険水位に到達し、河川管理者から「氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。 イ　河川管理者から発表される洪水予報の水位予測において水位が堤防高（又は背後地盤高）を越えることが予想されているとき（該当区）。 ウ　大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（２時間後、１時間後又は実況で基準値超過）が表示されたとき（該当区）。 エ　高潮警報が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な災害の発生するおそれがあるとき。 オ　市域で震度５弱以上の地震を観測したとき。 カ　広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。 キ　内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。 ク　前記のほか、異常な自然現象、大規模な火災・爆発、大規模な都市災害等の発生などにより、市長が必要と認めたとき。
	全員体制	ケ　市域　　で震度６弱以上の地震を観測したとき。 コ　広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 サ　災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。
摘要		①　下線部は、自動設置とする。 ②　高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③　震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④　国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞取り情報等の内容に応じて判断する。

※　広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で基準値超過、１時間後に基準値超過、２時間後に基準値超過、３時間後に基準値超過を区分して表示）

⑶～⑸　（略）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 109

第１　情報の収集・伝達体制

１　情報の種類

区分		概要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	警報の危険度分布	気象庁が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で５段階に色分けして示す情報
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する予報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	広島県土砂災害危険度情報	広島県が、地域の詳細な土砂災害発生危険度を５km メッシュで表示し、土砂災害警戒情報の内容を補足する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	竜巻注意情報	広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
	異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報
災害情報		がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示（緊急）、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報　等

※特別警戒水位は水防法第 13 条で規定されるものである。

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

第１　情報の収集・伝達体制

１　情報の種類

区分		概要
気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、県気象情報、地方気象情報等
	警報の危険度分布	気象庁が提供する土砂災害・浸水害・洪水害による災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で５段階に色分けして示す情報
	洪水予報	太田川水系の指定区域において太田川河川事務所と広島地方気象台が共同発表する予報
	水防警報	指定した河川等において太田川河川事務所、西部建設事務所及び広島港湾振興事務所が発表する情報
	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報※	指定した河川において太田川河川事務所及び西部建設事務所が発表する情報
	ダム等の放流に関する情報	ダム管理者である中国地方整備局、広島県及び中国電力㈱が発表する情報
	河川・潮位等の情報	国、県等が発表する河川水位、潮位、雨量等の情報
	内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報※）	指定区域において本市下水道管理者が発表する情報
	土砂災害警戒情報	広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同発表する情報
	広島県土砂災害危険度情報	広島県が、地域の詳細な土砂災害発生危険度を５km メッシュで表示し、土砂災害警戒情報の内容を補足する情報
	土砂災害緊急情報	国又は県が発表する土砂災害に関する情報（重大な土砂災害の想定される区域、時期）
	竜巻注意情報	広島地方気象台が発表する竜巻等の注意情報
	火災気象通報	広島地方気象台が発表する火災気象通報
	異常現象発見者からの通報、伝達	異常な現象を発見した市民等から本市へ通報された情報
災害情報		がけ崩れ、浸水等災害発生に関する情報 人的被害及び物的被害に関する情報 避難指示（緊急）、避難勧告、屋内での待避等安全確保措置の指示、自主避難、指定緊急避難場所等の開設等の情報 本部運営、被災者支援に関する情報 応援要請に関する情報 ライフライン、公共交通機関の情報 国土地理院が提供する防災関連の地理空間情報　等

※特別警戒水位は水防法第 13 条で規定されるものである。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 131

第２　気象予防情報等の収集及び伝達

７　土砂災害警戒情報

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

第２　気象予防情報等の収集及び伝達

７　内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）

【関係法令：水防法第 13 条の 2】

水位周知下水道について、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したときに発表される。

雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして雨水出水浸水想定区域として指定した千田地区において、新千田ポンプ場着水井水位が 5.66m に到達した場合に水位到達情報の周知等を行う。

⑴　発表機関

下水道管理者（市下水道局）

⑵　通知及び伝達

市下水道局から地下街管理者へ電話で、西部建設事務所へ FAX で、危機管理室及び中区へ電話及び E メールで通知する。水位到達情報の伝達は次のとおり行う。

[市下水道局が水位到達情報を通知等する伝達経路]

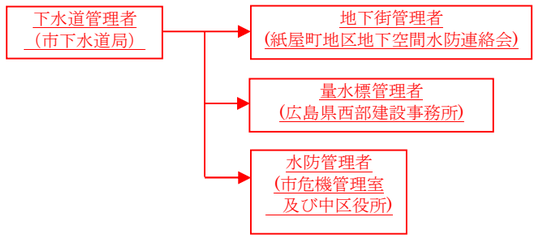

※必要に応じて、報道機関等を通じて、一般に周知する

８　土砂災害警戒情報

修　正　前

水防計画 第２章　情報の収集及び連絡 第２節　気象情報・水防情報等の伝達	頁 402

第２節　気象情報・水防情報等の伝達

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象又は水防に関する情報を受けたときは、別表第３に定めるところにより各局等及び各区へ伝達する。

伝達を受けた各局等及び各区の長は、速やかにその内容を水防要員に周知させるとともに、必要に応じ関係機関への連絡及び住民への広報を行うなど適切な措置を講じる。

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

第２節　気象情報・水防情報等の伝達

第１　気象情報・水防情報の伝達

危機管理担当局長は、広島地方気象台、国土交通省太田川河川事務所、県から気象又は水防に関する情報を受けたときは、別表第３に定めるところにより各局等及び各区へ伝達する。

伝達を受けた各局等及び各区の長は、速やかにその内容を水防要員に周知させるとともに、必要に応じ関係機関への連絡及び住民への広報を行うなど適切な措置を講じる。

第２　水位周知下水道における水位到達情報の伝達

⑴　種類及び発表基準

本市は、市長により指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）	基準地点の水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき

⑵　本市が行う水位到達情報の通知

別表第４のとおり。

修　正　前

水防計画 第３章　災害応急活動 第１節　水防要員の出動	頁 404

１　状況に応じた活動内容

水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。

⑴　洪水

状況	活動内容
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。 ２　河川の水位が水防団待機水位に達したとき。	１　気象情報、水位情報等の収集 ２　水防巡視・活動に備えて待機
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。 ２　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	１　気象情報や各地の雨量・水位の状況等の収集・把握 ２　河川堤防等の巡視 ３　土のう積み等の浸水防止対策の実施 ４　状況に応じた避難情報の伝達及び周知 ５　住民から異常通報があった地域（過去に災害があった場所を含む。）や危険区域への巡視の強化 ６　水防資機材等の準備
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 ２　河川の水位が避難判断水位に達したとき。	１　状況に応じた避難情報の伝達及び周知 ２　状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 ２　河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。	１　浸水により危険となることが予想される地域への避難勧告の伝達及び周知 ２　危険が迫っている場合には、避難指示（緊急）の伝達及び周知 ３　避難場所の開設及び避難誘導 ４　応急工作の実施

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

１　状況に応じた活動内容

水防要員の出動等は、災害種別ごとに、おおむね次のとおりとする。

⑴　洪水等

状況	活動内容
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「待機」が発表されたとき。 ２　河川の水位が水防団待機水位に達したとき。	１　気象情報、水位情報等の収集 ２　水防巡視・活動に備えて待機
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「準備」が発表されたとき。 ２　河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	１　気象情報や各地の雨量・水位の状況等の収集・把握 ２　河川堤防等の巡視 ３　土のう積み等の浸水防止対策の実施 ４　状況に応じた避難情報の伝達及び周知 ５　住民から異常通報があった地域（過去に災害があった場所を含む。）や危険区域への巡視の強化 ６　水防資機材等の準備
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「出動」が発表されたとき。 ２　河川の水位が避難判断水位に達したとき。	１　状況に応じた避難情報の伝達及び周知 ２　状況に応じて、避難場所の開設及び避難誘導
１　太田川河川事務所又は西部建設事務所から水防警報「指示」が発表されたとき。 ２　河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。 ３　雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に達したとき。	１　浸水により危険となることが予想される地域への避難勧告の伝達及び周知 ２　危険が迫っている場合には、避難指示（緊急）の伝達及び周知 ３　避難場所の開設及び避難誘導 ４　応急工作の実施

修　正　前

水防計画 第４章　避難対策 第３節　災害種別に応じた避難	頁 425

内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第１段階	【状況把握】 大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第２段階	【状況把握】 大雨警報（浸水害）が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、注意喚起を行う。	１　テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 ２　状況に応じ、建物内の安全な場所（上階）等へ避難する。

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

１　段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第１段階	【状況把握】 大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第２段階	【状況把握】 大雨警報（浸水害）が発表された場合	【警戒体制】	防災行政無線等により、注意喚起を行う。	１　テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 ２　状況に応じ、建物内の安全な場所（上階）等へ避難する。

※　下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）の周知を行うとともに、警戒レベル４避難勧告の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立退きを勧告する。さらに、重大な被害が生じることが想定される場合は、警戒レベル４避難指示（緊急）を発令する。

２　避難方法

内水（雨水出水）は、浸水が極めて短時間で発生するが、氾濫規模が小さく、浸水が短時間で解消することから、屋内での安全確保措置を基本とする。

３　内水浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第 14 条の２の規定に基づき指定した千田地区については、次のとおり警戒避難体制を定める。

⑴　資料編２－２－２に掲げる地下街等の管理者等は、避難確保・浸水防止計画を作成し、利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び雨水出水時の浸水の防止のための訓練を行うとともに、自衛水防組織を置く。

⑵　資料編２－２－２に掲げる地下街等以外の地下施設の管理者等は、消防法に基づく消防計画に定める避難誘導を行うとともに、浸水防止対策等により利用者の安全を確保する。

⑶　本市は、地下街等が取り組む避難確保・浸水防止計画の作成・見直しや訓練実施、自衛水防組織の編成等の自衛水防の取組を推進するため、当該地下街等の管理者等に対して、必要な指導・支援を行うとともに、報告された避難確保・浸水防止計画をホームページ等で公表する。

⑷　本市は、水防法に基づき、水防管理者、量水標管理者及び資料編２－２－２に掲げる地下街等（所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に限る。）に対して内水氾濫危険情報を下水道局水位情報自動通報システムにより伝達する。

また、本市からの情報伝達を希望する地下施設に対しても、同様とする。

修　正　前	修　正　後
	水防法第14 条の2 の規定に基づき指定した千田地区 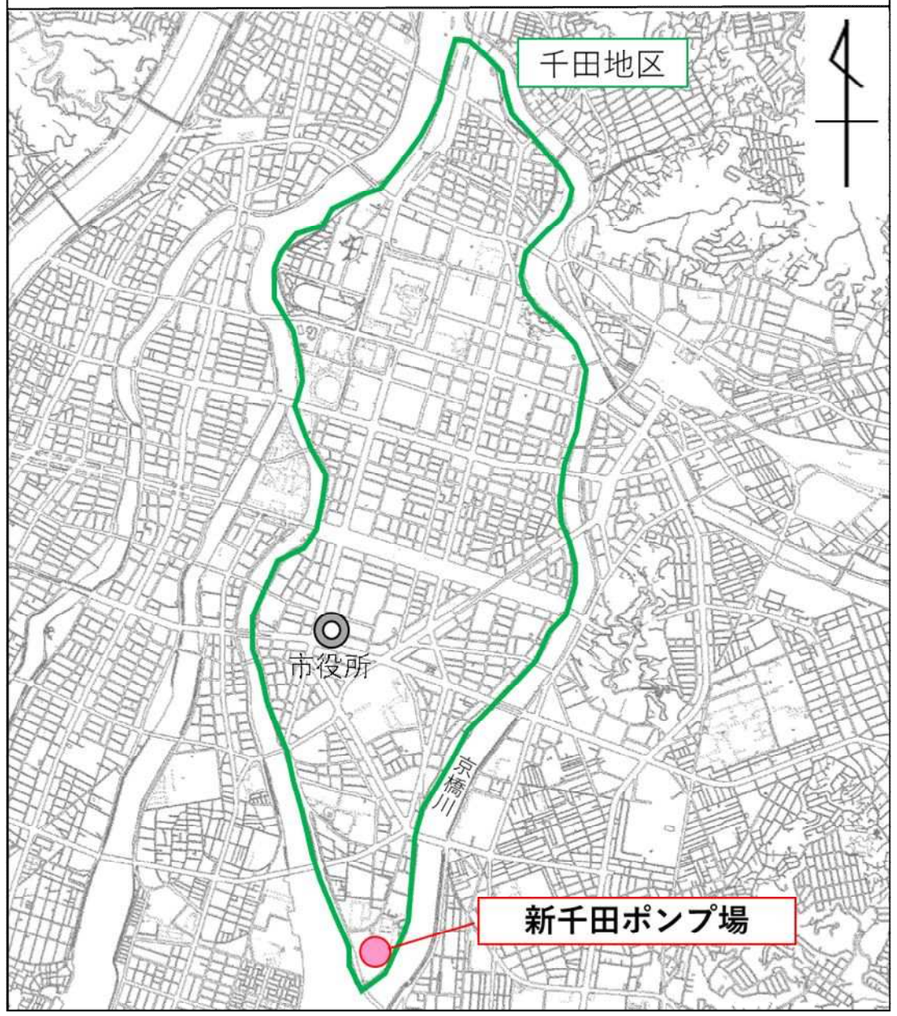

修　正　前

水防計画 　別表第４　水位周知下水道における水位到達情報の通知	頁 441

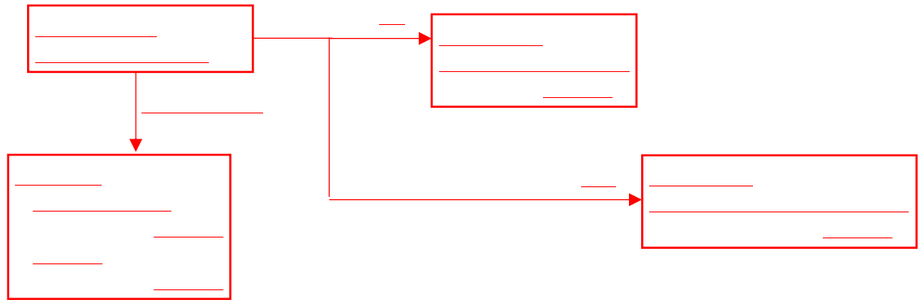

修　正　後

修　正　理　由

○　水位周知下水道の指定に伴う修正。

別表第４　水位周知下水道における水位到達情報の通知

１　水位周知下水道、基準観測所、内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）

水位周知下水道	観測所名	内水氾濫危険水位 （雨水出水特別警戒水位）※
新千田ポンプ場	新千田ポンプ場着水井	5.66m

※　内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）とは、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、地下空間の利用者を対象に、地上部までの避難に要する時間と下水道の水位の上昇速度を考慮して設定した水位である。

２　伝達系統図

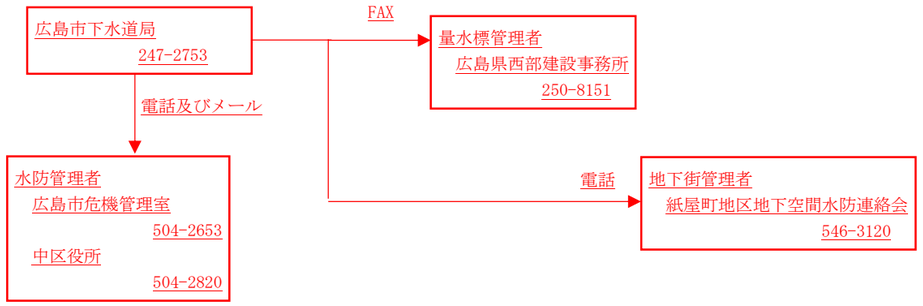

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 161

第１　注意喚起

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報や災害情報等）等を発信し、住民等に注意を喚起し、状況に応じて、地域の危険性の確認や、住民等が自ら危険だと判断した場合の避難（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起は、適切な避難行動につながるように、分かりやすく、かつ危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ)　気象情報 (ｲ)　留意事項	(ｱ)　市防災行政無線 (ｲ)　市防災情報共有システム (ｳ)　市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） (ｴ)　市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｵ)　ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック）

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

第１　注意喚起

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報や災害情報等）等を発信し、住民等に注意を喚起し、状況に応じて、地域の危険性の確認や、住民等が自ら危険だと判断した場合の避難（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起は、適切な避難行動につながるように、分かりやすく、かつ危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ)　気象情報 (ｲ)　留意事項	(ｱ)　市防災行政無線 (ｲ)　市防災情報共有システム (ｳ)　市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ)　市ホームページ (ｵ)　ＳＮＳ（Twitter、Facebook、LINE）

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 162

第２　避難準備・高齢者等避難開始

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備・高齢者等避難開始の対象区域はあらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

避難準備・高齢者等避難開始は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ)　発令日時 (ｲ)　発令理由 (ｳ)　対象区域 (ｴ)　避難場所 (ｵ)　留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ｱ)　市防災行政無線 (ｲ)　市防災情報共有システム (ｳ)　市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） (ｴ)　市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｵ)　ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック　） (ｶ)　県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ)　市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

第２　避難準備・高齢者等避難開始

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備・高齢者等避難開始の対象区域はあらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

避難準備・高齢者等避難開始は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ)　発令日時 (ｲ)　発令理由 (ｳ)　対象区域 (ｴ)　避難場所 (ｵ)　留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ｱ)　市防災行政無線 (ｲ)　市防災情報共有システム (ｳ)　市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ)　市ホームページ (ｵ)　ＳＮＳ（ Twitter、Facebook、LINE ） (ｶ)　県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ)　避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第５節　避難対策	頁 164

第３　避難勧告、避難指示（緊急）等

１　（略）

２　避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

⑴　実施担当機関：原則区長

⑵　避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル４ 避難勧告	災害の発生するおそれが＿＿＿＿あり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿含む。） (ｴ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。) (ｵ) ＳＮＳ(ツイッター、フェイスブック　) (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ｸ) サイレン (ｹ) 市避難誘導アプリ ※　その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※　(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル４ 避難指示 （緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。		
警戒レベル５ 災害発生情報	災害が発生したとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

⑶～⑿　（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

第３　避難勧告、避難指示（緊急）等

１　（略）

２　避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

⑴　実施担当機関：原則区長

⑵　避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル４ 避難勧告	災害の発生するおそれが極めて高い状況であり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ) 市ホームページ＿＿＿＿＿＿＿＿ (ｵ) ＳＮＳ(Twitter、Facebook、LINE) (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ｸ) サイレン (ｹ) 避難誘導アプリ ※　その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※　(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル４ 避難指示 （緊急）	上記より状況がさらに悪化し、緊急的に若しくは重ねて避難を促すとき、又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
警戒レベル５ 災害発生情報	災害が発生したとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）災害種別ごとの避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第３節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

⑶～⑿　（略）

修　正　前

水防計画 第４章　避難対策 第１節　注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	頁 411

第２　注意喚起

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ) 気象情報 (ｲ) 留意事項	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） (ｴ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｵ) ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック）

第３　避難準備・高齢者等避難開始

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール （聴覚障害者へのＦＡＸ含む。） (ｴ) 市ホームページ （ケーブルテレビ連携含む。） (ｵ) ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック） (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

第２　注意喚起

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ) 気象情報 (ｲ) 留意事項	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ) 市ホームページ (ｵ) ＳＮＳ（Twitter、Facebook、LINE）

第３　避難準備・高齢者等避難開始

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ) 市ホームページ (ｵ) ＳＮＳ（Twitter、Facebook、LINE） (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　前

水防計画 第４章　避難対策 第１節　注意喚起、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	頁 413

第５　避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

１　実施担当機関：原則区長

２　避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル４ 避難勧告	災害の発生するおそれが＿＿＿＿＿＿＿＿あり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿含む。） (ｴ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。) (ｵ) ＳＮＳ(ツイッター、フェイスブック＿＿) (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ｸ) サイレン (ｹ) 市避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル４ 避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき＿＿＿＿＿又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
警戒レベル５ 災害発生情報	災害が発生したとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

第５　避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

１　実施担当機関：原則区長

２　避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル４ 避難勧告	災害の発生するおそれが極めて高い状況等であり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｴ) 市ホームページ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (ｵ) ＳＮＳ(Twitter、Facebook、LINE) (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ｸ) サイレン (ｹ) ＿避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル４ 避難指示（緊急）	上記より状況がさらに悪化し、緊急的に若しくは重ねて避難を促すとき、又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
警戒レベル５ 災害発生情報	災害が発生したとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第５節　避難対策	頁 159、160

第２　注意喚起

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報や災害情報等）等を発信し、住民等に注意を喚起し、状況に応じて、地域の危険性の確認や、住民等が自ら危険だと判断した場合の避難（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｱ) 気象情報（状況に応じて津波に関する情報も伝達する。） (ｲ) 留意事項	(ｱ) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ＿＿＿＿＿＿含む。） (ｴ) 市ホームページ（ケーブルテレビ連携含む。） (ｵ) ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック、＿＿＿）

第３　避難準備・高齢者等避難開始

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備・高齢者等避難開始の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

避難準備・高齢者等避難開始は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ＿＿＿＿＿＿含む。） (ｴ) 市ホームページ（ケーブルテレビ連携含む。） (ｵ) ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック、＿＿＿） (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 市避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

第２　注意喚起

危機管理室長又は副区長は、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、市域全体又は必要な区域に防災情報（気象情報や災害情報等）等を発信し、住民等に注意を喚起し、状況に応じて、地域の危険性の確認や、住民等が自ら危険だと判断した場合の避難（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、注意喚起は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
注意喚起	災害が発生するおそれがあり、注意喚起するとき。	(ｳ) 気象情報（状況に応じて津波に関する情報も伝達する。） (ｴ) 留意事項	(ｶ) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (ｷ) 市防災情報共有システム (ｸ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｹ) 市ホームページ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (ｺ) ＳＮＳ（Twitter、Facebook、LINE）

第３　避難準備・高齢者等避難開始

区長又は危機管理担当局長は、気象状況等によって、災害が発生するおそれがあり、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための準備を呼びかけるとともに、要配慮者に対し避難行動の開始を促す。

避難準備・高齢者等避難開始の対象区域は、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれのある区域を基本とし、発令する。

避難準備・高齢者等避難開始は、適切な避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達する。

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難の準備を促すとき。 また、要配慮者に対して、避難行動の開始を促すとき。	(ｶ) 発令日時 (ｷ) 発令理由 (ｸ) 対象区域 (ｹ) 避難場所 (ｺ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合は、その旨を伝達する。	(ｸ) 市防災行政無線（津波の場合は沿岸部に対して） (ｹ) 市防災情報共有システム (ｺ) 市防災情報メール配信システム（聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｻ) 市ホームページ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＳＮＳ（ Twitter、Facebook、LINE ） (ｼ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｽ) 避難誘導アプリ ※その他、河川の放流警報設備など、災害状況に応じて活用する。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第５節　避難対策	頁 162、163

第４　避難勧告、避難指示（緊急）等

２　避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

⑴　実施担当機関：原則区長

⑵　避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル４ 避難勧告	災害の発生するおそれが＿＿＿＿＿あり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｱ) 市防災行政無線 (ｲ) 市防災情報共有システム (ｳ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿含む。） (ｴ) 市ホームページ(ケーブルテレビ連携含む。) (ｵ) ＳＮＳ(ツイッター、フェイスブック　) (ｶ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｷ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ｸ) サイレン (ｹ) 市避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル４ 避難指示 （緊急）	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき＿＿＿＿又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）津波に対する避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第４節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

⑶～⑿　（略）

第５　避難誘導

３　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に、誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、避難者の速やかな避難誘導を行う。また、帰宅途上者に対しては交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等へ誘導を行う。

修　正　後

修　正　理　由

○　LINE などの伝達方法の追加等に伴う修正。

○　避難誘導アプリの導入等に伴う修正。

第４　避難勧告、避難指示（緊急）等

２　避難勧告、避難指示（緊急）等の発令

⑴　実施担当機関：原則区長

⑵　避難勧告、避難指示（緊急）等の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
警戒レベル４ 避難勧告	災害の発生するおそれが極めて高い状況であり、避難を促すとき。	(ｱ) 発令日時 (ｲ) 発令理由 (ｳ) 対象区域 (ｴ) 避難場所 (ｵ) 留意事項 ※(ｴ)は避難場所の開設が間に合わない場合、その旨を伝達する。	(ｺ) 市防災行政無線 (ｻ) 市防災情報共有システム (ｼ) 市防災情報メール配信システム （聴覚障害者へのＦＡＸ、避難行動要支援者等への電話通知含む。） (ｽ) 市ホームページ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＳＮＳ(Twitter、Facebook、LINE) (ｾ) 県防災情報システムへの入力を通じたＬアラート (ｿ) 緊急速報メール(エリアメール含む。) (ﾀ) サイレン (ﾁ) ＿避難誘導アプリ ※その他、消防ヘリコプター、河川の放流警報設備、テレビ・ラジオ等への放送要請など、災害状況に応じて活用する。 ※(ｸ)の一部は、あらかじめ定められた消防職員・消防団員へ操作依頼する。
警戒レベル４ 避難指示 （緊急）	上記より状況がさらに悪化し、緊急的に若しくは重ねて避難を促すとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。		
屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるとき。		

（注）津波に対する避難勧告等の具体的な判断の基準は、水防計画第４章第３節による。

なお、対象区域については、あらかじめ定めた災害種別ごとに人的被害の発生するおそれがある区域を基本とする。

⑶～⑿　（略）

第５　避難誘導

３　速やかな避難ができるよう平素から住民に避難誘導アプリや防災マップの周知を図るとともに、指定緊急避難場所等、避難路沿いの要所等に、誘導に当たる職員等を可能な限り配置し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿避難者の速やかな避難誘導を行う。また、帰宅途上者に対しては交通情報等を伝達するとともに、帰宅困難な場合には適切な指定緊急避難場所等へ誘導を行う。

修　正　前

基本・風水害対策編 第４章　災害復旧・復興 第４節　生活援護計画	頁 259

第５　被災者生活再建支援金の支給≪健康福祉局地域福祉課　、各区生活課≫

１　被災者生活再建支援金（国制度）

対象世帯・支給金額等

支給金額は①、②の合計額

① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額（複数世帯）	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
支給額（単数世帯）	75 万円	75 万円	75 万円	37 万 5 千円

② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額（複数世帯）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額（単数世帯）	150 万円	75 万円	37 万 5 千円

修　正　後

修　正　理　由

○　被災者生活再建支援法改正に伴う修正。

○　組織改正に伴う修正。

第５　被災者生活再建支援金の支給≪健康福祉局保護自立支援課、各区生活課≫

１　被災者生活再建支援金（国制度）

対象世帯・支給金額等

支給金額は基礎支援金、加算支援金の合計額

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃貸	50 万円
大規模半壊	40%台	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃貸	50 万円
中規模半壊	30%台	―	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			賃貸	25 万円

（※　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第１５節　ごみ処理体制の整備 第１６節　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備	頁 72、73

第 15 節　ごみ　処理体制の整備《環境局業務第一課・業務第二課》

1　指定避難所の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結する。

2　被災地の衛生状態の保持のため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）を迅速に収集・処理するための特別ごみ処理班及び特別し尿処理班をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。

ごみ、し尿の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。

第 16 節　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

災害により発生したがれき混じり土砂、建築物の崩壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の処理体制を整備する。

1　関係機関との連絡体制の確立

関係機関の範囲及びその役割を明確にし、災害発生時における連絡体制を確立する。

2　資機材・人員の確保

災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

修　正　後

修　正　理　由

○　「広島市災害廃棄物処理計画」の策定に伴う修正。

第 15 節　廃棄物・土砂の処理体制の整備

1　災害廃棄物処理計画の策定《環境局環境政策課》

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、同計画は、適宜検討を加え、必要な修正を行う。

2　ごみ及びし尿の処理体制の整備《環境局施設課、業務第一課・業務第二課》

⑴　被災地の衛生状態の保持のため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）を迅速に処理するため、効果的な組織体制を整備する。

片付けごみ等及びし尿の発生量が本市の処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処理施設を確保するため、関係機関と協議するとともに、ごみの収集運搬については広島市廃棄物処理事業協同組合と、ごみ収集車両の提供については建設機械レンタル会社等と協力協定を締結し、処理体制を整備する。

⑵　指定避難所等の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結する。

⑶　本市の廃棄物処理施設について、施設自体が被災する可能性もあることから、復旧体制の整備等必要な災害対策を講じる。

3　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の処理体制を整備する。

⑴　連携体制の確立

関係部局の役割を明確にし、災害発生時における連携体制を確立する。

⑵　資機材・人員の確保

災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。

修　正　前	修　正　後
3　仮置場・処分場の確保 災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。 ⑴　処分場の候補地 玖谷埋立地（災害廃棄物） ⑵　仮置場の候補地 西区竜王公園、安佐南区広島広域公園、安佐北区可部運動公園、安芸区瀬野川公園、佐伯区佐伯運動公園	⑶　仮置場・処分場の確保 災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。また、仮置場として利用可能な他の場所についても、選定を進める。 ア　処分場の候補地 玖谷埋立地（災害廃棄物） イ　仮置場の候補地 西区竜王公園、安佐南区広島広域公園、安佐北区可部運動公園、安芸区瀬野川公園、佐伯区佐伯運動公園
4　災害廃棄物及び土砂の処分方法 災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。	⑷　　処分方法 災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。 **（資料編）　２－１５－１　広島市災害廃棄物処理計画** **参考業－－１　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書** **参考業－－２　災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書** **参考業二－１　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書**

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第１５節　清掃対策 第１６節　災害廃棄物及び土砂の処理対策	頁 191～194

第 15 節　清掃　　対策（災害廃棄物及び土砂を除く。）

災害が発生した場合、被災地域における生活環境を保全するため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集･運搬･処分、指定避難所等への仮設トイレの設置等必要な対策を講じる。

第１　特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課　　》

１　設置時期

災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは指定避難所等に多数の仮設トイレを設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条第１項の規定による一般廃棄物の処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

２　組織編成と所掌事務

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

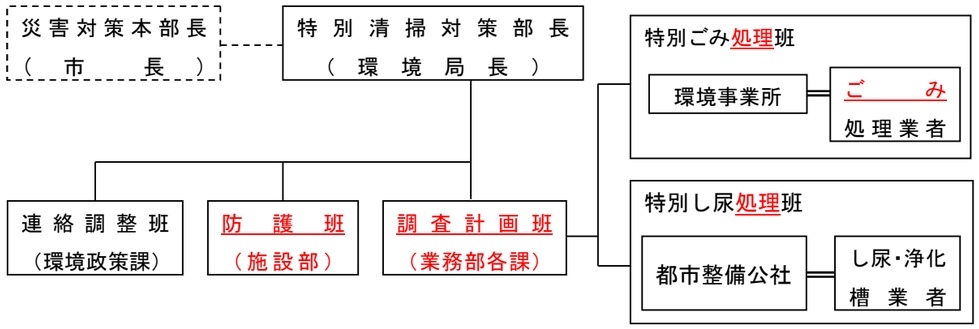

修　正　後

修　正　理　由

○　「広島市災害廃棄物処理計画」の策定に伴う修正。

第 15 節　廃棄物・土砂の処理対策

災害が発生した場合、廃棄物及び土砂の処理等について、以下に示すほか、「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、　　必要な対策を講じる。

第１　特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》

１　設置時期

災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは指定避難所等に多数の仮設トイレを設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　第６条第１項の規定による一般廃棄物　処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

２　組織編成

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとする。なお、「災害廃棄物処理班」は、特別清掃対策部長が特に必要と認めた場合に設置する。

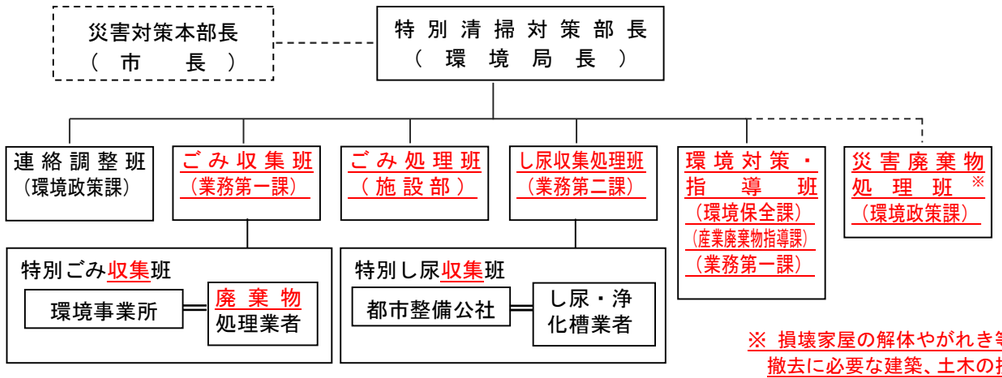

※ 損壊家屋の解体やがれき等の撤去に必要な建築、土木の技術職員を特別清掃対策部長から各局・区長に要請し、環境政策課内に組織を設置する。

修　正　前

第２　特別清掃活動

１　活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》

⑴　特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設トイレの設置並びにごみ及びし尿の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。

特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。

⑵　（略）

２　ごみの処理

⑴　ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出されたごみは、所定の集積場所に住民の協力を得て集積する。

なお、本市の環境事業所施設等が損傷し、又はその処理能力を超えるごみが生じたときは、特別清掃対策部長は臨時の集積場所を指定する。

⑵　ごみの収集・運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場所に集積されたごみの収集・運搬は、「特別ごみ処理班」を編成し行う。

ア　特別ごみ処理班の編成と区域

編成機関		収集・運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	委託業者	中区、東区	1　編成数は各地域のごみの排出量に応じて特別清掃対策部長が指示する。 2　収集・運搬の所管区域は災害状況に応じて特別清掃対策部長が調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

イ　収集・運搬車両

ごみの収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。

なお、当該車両が不足するときは、近隣市町、土木業者等へ応援を依頼する。

⑶　ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》

被災地から収集したごみは、本市のごみ焼却施設及び埋立地で処分する。

なお、感染症予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

⑷　石綿を含むごみの収集・運搬・処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準に沿って実施する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な措置を講じた上で解体等を行うよう指導・助言するものとする。

⑸　業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り回収、処理を推進するものとする。

修　正　後

第２　ごみ及びし尿の処理対策

災害が発生した場合、被災地域における生活環境を保全するため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）の収集運搬･処分及び指定避難所等への仮設トイレの設置等必要な対策を講じる。

１　特別作業計画の策定《環境局業務第一課・業務第二課》

⑴　災害発生後、直ちに被災状況及び所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、片付けごみ等及びし尿の収集運搬・処分及び仮設トイレの設置についての特別作業計画を策定し、これに基づき対応を行う。

災害により排出された多量の片付けごみ等の収集運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、当組合からの協力内容等を参考に特別作業計画を策定するものとする。

⑵　（略）

２　ごみの処理

⑴　ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出された片付けごみ等は、所定の集積場所又は本市が設置する仮置場等に住民の協力を得て集積する。

なお、住民には、可能な限りごみの分別排出について協力を求める。

⑵　ごみの収集運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場所等に集積された片付けごみ等の収集運搬は、「特別ごみ収集班」を編成し行う。

ア　特別ごみ収集班の編成と区域

編成機関		収集運搬の所管区域	摘要
中環境事業所	廃棄物処理業者	中区、東区	1　編成数は各地域のごみの排出量に応じて指示する。 2　収集運搬の所管区域は災害状況に応じて調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

イ　収集運搬車両

片付けごみ等の収集運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。

なお、当該車両が不足するときは、建設機械レンタル会社に対して車両提供を要請し、又は近隣市町、土木業者等へ応援を依頼する。

⑶　ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》

集積場所等から収集した片付けごみ等は、本市のごみ焼却施設及び埋立地等で処分する。

なお、感染症予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

修　正　前

3　し尿の処理《環境局業務第二課》

⑴　指定避難所等への仮設トイレの設置

特別清掃対策部長は、指定避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」に基づき、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。

設置された仮設トイレの清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。

また、仮設トイレを設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、指定避難所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。

なお、仮設トイレ設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設トイレを設置するものとする。

また、仮設トイレの確保が困難な場合においては、県に対して仮設トイレのあっせんを要請する。

⑵　特別し尿処理班の編成

特別清掃対策部長は、浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿処理班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要請	（一財）広島市都市整備公社	浄化槽清掃業許可業者	中区 東区（旧安芸町を除く。） 南区 西区（新庄町を除く。）	①　必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき、特別清掃対策部長が要請する。 ②　被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③　東区（旧安芸町）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集運搬業務委託業者		西区（新庄町） 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区（旧安芸町） 安芸区	

⑶　し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿処理班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（５～６割程度）を実施し、各戸のトイレの使用を可能とする。

（略）

⑷　し尿の運搬

（略）

⑸　し尿の処分

被災地から収集したし尿の処分は、本市の西部水資源再生センター及び安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターで行う。なお、各施設の処理能力を超えて搬入された場合は、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。さらに処理能力を超えて搬入された場合は、近隣市町等に処理を依頼する。

修　正　後

3　し尿の処理《環境局業務第二課》

⑴　指定避難所等への仮設トイレの設置及び管理

指定避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」に基づき、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。協定に基づく要請のみでは必要数を確保できない場合には、県や国等へ要請を行う。

仮設トイレの設置後には、水洗用の水が必要となることに留意する。また、清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。

なお、仮設トイレを設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、指定避難所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。

また、仮設トイレ設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設トイレを設置するものとする。

⑵　し尿の収集運搬

ア　特別し尿収集班の編成

浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要請	（一財）広島市都市整備公社	浄化槽清掃業許可業者	中区 東区（旧安芸町を除く。） 南区 西区（新庄町を除く。）	①　必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ②　被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③　東区（旧安芸町）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集運搬業務委託業者		西区（新庄町） 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区（旧安芸町） 安芸区	

※旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

イ　し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿収集班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（５～６割程度）を実施し、各戸のトイレの使用を可能とする。

（略）

ウ　し尿の運搬

（略）

⑶　し尿の処分

指定避難所等から収集したし尿は、安芸区及び東区福田・馬木・温品・上温品で発生したものについては安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターに搬入し、それ以外の市域で発生したものについては西部水資源再生センターし尿等投入施設に搬入し、処分を行う。これらの施設が被災した場合又は各施設の処理能力を超えたし尿が発生した場合には、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。

それでもなお処分が困難な場合は、近隣市町等に受入の要請を行う。

修　正　前

４　有害物質の飛散等防止対策《有害物質の取扱を指導する関係課》
　有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（資料編）　３－１５－１　環境事業所施設等一覧表
　　３－１５－２　公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
　　参考業ー－1　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
　　参考業二－1　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

第 16 節　災害廃棄物及び土砂の処理対策《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

　災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下、「災害廃棄物」という。）および土砂の収集・運搬・処分について必要な対策を講じる。
1　発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地を利用して臨時の仮置場を確保する。
2　災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、仮置場に運搬する。
3　仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに収集運搬処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。
4　災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。
5　事業系建築物の所有者に対し、事業系建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬・処分するよう指導する。
6　災害廃棄物のうち、石綿を含む建築物のがれきについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準に沿って、収集・運搬・処分を行う。
　また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
7　災害廃棄物の処理を災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進するものとする。

（資料編）
　　３－１５－１　環境事業所施設等一覧表
　　参考業ー－1　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

修　正　後

第３　災害廃棄物及び土砂の処理対策《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

　災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の収集運搬・処分について、関係部局で連携し、必要な対策を講じる。
1　発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地等を利用して臨時の仮置場を確保する。
2　災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、処分場等又は仮置場に運搬する。
3　仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。
4　災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。
5　災害廃棄物のうち、石綿を含む建築物のがれきについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に収集運搬・処分する。
　また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な措置を講じた上で解体等を行うよう指導・助言する。
6　災害廃棄物のうち、ＰＣＢ廃棄物、フロン類等の有害廃棄物や危険物については、関係法令等に基づき適正に保管・処理する。

第４　有害物質の飛散等防止対策《有害物質の取扱を指導する関係課》
　有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（資料編）　２－１５－１　広島市災害廃棄物処理計画
　　３－１５－１　環境事業所施設等一覧表
　　３－１５－２　公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
　　参考業ー－１　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
　　参考業ー－２　災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
　　参考業二－１　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

修　正　前

震災対策編 第２章　震災予防計画 第１２節　保健衛生・ごみ処理・遺体の火葬体制の整備 第１４節　災害復旧・復興体制への備え	頁 63、70

第 12 節　保健衛生・ごみ処理・遺体の火葬体制の整備

指定避難所を中心とした被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制及び多数の死者が生じた場合の遺体の火葬体制等を整備する。

第１　保健衛生活動・ごみ処理体制の整備

１　被災者の健康の保持

保健師等による訪問指導・健康相談など被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。

２　被災地域の生活衛生の維持

食品衛生監視員及び環境衛生監視員等による食中毒・感染症予防、被災家屋の消毒指導や飲用水相談、食品関係施設及び環境衛生施設等の衛生指導など、被災地域の生活衛生を維持するための体制づくりを行う。

３　生活環境の確保《環境局業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》

⑴　指定避難所の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結するとともに、設置までの間に使用するための簡易トイレについて、本章第 13 節第８に定めるとおり、指定避難所となる小学校等を中心に備蓄を行う。

⑵　被災地の衛生状態の保持のため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）を迅速に収集・処理するための特別ごみ処理班及び特別し尿処理班をあらかじめ編成し、効果的な収集・処理体制を確立する。

ごみ、し尿の排出量が本市の収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため、関係機関と協議し、収集・処理体制を確立する。

修　正　後

修　正　理　由

○　「広島市災害廃棄物処理計画」の策定に伴う修正。

第 12 節　保健衛生・遺体の火葬体制の整備

指定避難所を中心とした被災者の健康保持、地域の衛生管理のために必要な体制及び多数の死者が生じた場合の遺体の火葬体制等を整備する。

第１　保健衛生活動

１　被災者の健康の保持

保健師等による訪問指導・健康相談など被災者の健康を保持するための体制づくりを行う。

２　被災地域の生活衛生の維持

食品衛生監視員及び環境衛生監視員等による食中毒・感染症予防、被災家屋の消毒指導や飲用水相談、食品関係施設及び環境衛生施設等の衛生指導など、被災地域の生活衛生を維持するための体制づくりを行う。

修　正　前	修　正　後
	第 13 節　廃棄物・土砂の処理体制の整備 1　**災害廃棄物処理計画の策定**《環境局環境政策課》 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行い、もって市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進していくことを目的として「広島市災害廃棄物処理計画」を策定する。災害廃棄物等の処理体制については、以下に示すほか、同計画に基づき整備する。なお、同計画は、適宜検討を加え、必要な修正を行う。 2　**ごみ及びし尿の処理体制の整備**《環境局施設課、業務第一課・業務第二課、危機管理室災害予防課》 ⑴　被災地の衛生状態の保持のため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）を迅速に処理するため、効果的な組織体制を整備する。 片付けごみ等及びし尿の発生量が本市の処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処理施設を確保するため、関係機関と協議するとともに、ごみの収集運搬については広島市廃棄物処理事業協同組合と、ごみ収集車両の提供については建設機械レンタル会社等と協力協定を締結し、処理体制を整備する。 ⑵　指定避難所等の生活環境を確保するための仮設トイレの早期設置を図るため、仮設トイレレンタル業者と協力協定を締結するとともに、設置までの間に使用するための簡易トイレについて、本章第 14 節第８に定めるとおり、指定避難所となる小学校等を中心に備蓄を行う。 ⑶　本市の廃棄物処理施設について、施設自体が被災する可能性もあることから、復旧体制の整備等必要な災害対策を講じる。 3　**災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備**《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物、津波堆積物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の処理体制を整備する。 ⑴　連携体制の確立 関係部局の役割を明確にし、地震災害発生時における連携体制を確立する。 ⑵　資機材・人員の確保 災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。 ⑶　仮置場・処分場の確保 地震災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、処分場及び仮置場の候補地を次のとおり選定する。また、仮置場として利用可能な他の場所についても、選定を進める。 ア　処分場の候補地 玖谷埋立地（災害廃棄物） イ　仮置場の候補地 西区竜王公園、安佐南区広島広域公園、安佐北区可部運動公園、安芸区瀬野川公園、佐伯区佐伯運動公園

修　正　前	修　正　後
	⑷　処分方法 災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。 （資料編）　２－１５－１　広島市災害廃棄物処理計画 参考業一－１　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書 参考業一－２　災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書 参考業二－１　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書
第13節　避難体制の整備	**第14節　避難体制の整備**　※以降節の繰り下げ
第14節　災害復旧・復興体制への備え	**第15節　災害復旧・復興体制への備え**
第１　各種データの整備保全	第１　各種データの整備保全
第２　災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》 地震災害により発生したがれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下「災害廃棄物」という。）及び土砂の処理体制を整備する。 １　関係機関との連絡体制の確立 関係機関の範囲及びその役割を明確にし、地震災害発生時における連絡体制を確立する。 ２　資機材・人員の確保 災害廃棄物及び土砂の発生量を想定したうえで、それを仮置場又は処分場へ運搬するために必要な重機・トラック等の資機材・車両及び人員を確保できる体制を整える。 ３　仮置場・処分場の確保 地震災害時に発生する多量の災害廃棄物及び土砂を的確に処分するため、仮置場及び処分場の候補地を次のとおり選定する。 ⑴　処分場の候補地 玖谷埋立地（災害廃棄物） ⑵　仮置場の候補地 西区竜王公園　安佐南区広島広域公園　安佐北区可部運動公園 安芸区瀬野川公園　佐伯区佐伯運動公園 ４　災害廃棄物及び土砂の処分方法 災害廃棄物及び土砂の処分に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、そのための方策を検討する。	
第３　被災者等の生活支援の確立	第２　被災者等の生活支援の確立
第４　復興対策の検討・研究	第３　復興対策の検討・研究

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第１５節　清掃対策 第１６節　災害廃棄物及び土砂の処理対策	頁 202～205

第 15 節　清掃　　対策（災害廃棄物及び土砂を除く。）

地震災害が発生した場合、被災地域の生活環境の保全を図るため、固形状一般廃棄物（以下「ごみ」という。）及び液状一般廃棄物（以下「し尿」という。）の収集･運搬･処分、指定避難所等への仮設トイレの設置等必要な対策を講じる。

第１　特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課　　》

１　設置時期

地震災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは指定避難所等に多数の仮設トイレを設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条第１項の規定による一般廃棄物の処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

２　組織編成と所掌事務

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとし、その所掌事務は、市災害対策本部が設置された場合の所掌事務に準じる。

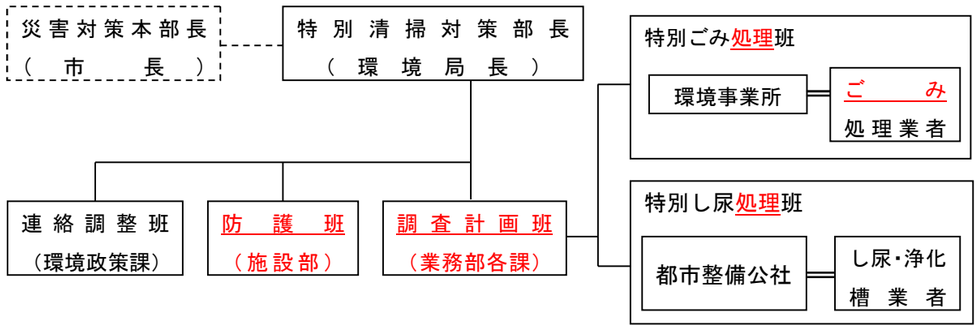

修　正　後

修　正　理　由

○　「広島市災害廃棄物処理計画」の策定に伴う修正。

第 15 節　廃棄物・土砂の処理対策

地震災害が発生した場合、廃棄物及び土砂の処理等について、以下に示すほか、「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、　　必要な対策を講じる。

第１　特別清掃対策部の設置《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・業務第二課・産業廃棄物指導課》

１　設置時期

地震災害により多量のごみが排出され、又はし尿の応急汲取りを必要とする被災家屋が多数生じ、若しくは指定避難所等に多数の仮設トイレを設置する必要が生じた場合で、次のいずれかに該当するときは、環境局に特別清掃対策部を設置する。

⑴　災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき。

⑵　災害対策本部が設置されないまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　第６条第１項の規定による一般廃棄物　処理計画では十分に対応できない場合で、環境局長が特に必要と認めたとき。

２　組織編成

特別清掃対策部の組織編成は、次のとおりとする。なお、「災害廃棄物処理班」は、特別清掃対策部長が特に必要と認めた場合に設置する。

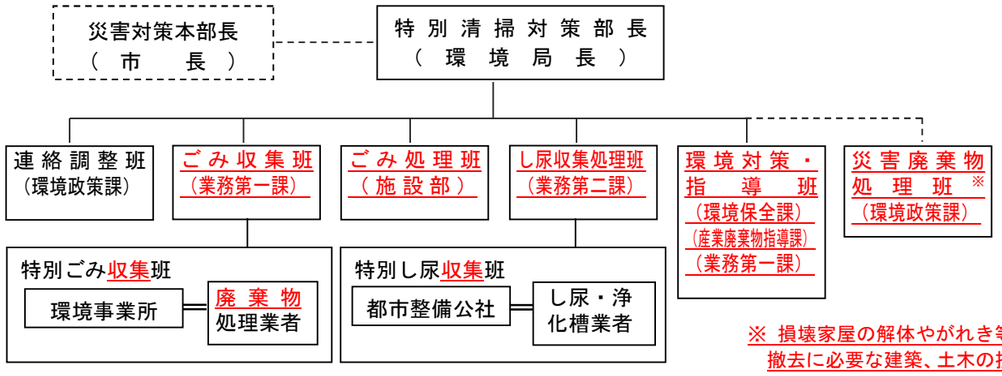

※ 損壊家屋の解体やがれき等の撤去に必要な建築、土木の技術職員を特別清掃対策部長から各局・区長に要請し、環境政策課内に組織を設置する。

修　正　前

第２　特別清掃活動

１　活動の原則《環境局施設課・業務第一課・業務第二課》

⑴　特別清掃対策部は、災害発生後、直ちに被災状況並びに所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、仮設トイレの設置並びにごみ及びし尿の収集・運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。

特別清掃対策部長は、災害により排出された多量のごみの収集・運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、その報告を参考に特別作業計画を策定するものとする。

⑵　特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

２　ごみの収集・運搬体制《環境局業務第一課・各環境事業所》

ごみの収集・運搬は、次により「特別ごみ処理班」を編成し行う。

⑴　特別ごみ処理班の編成と区域

編　成　機　関		収集・運搬の所管区域	摘　　要
中環境事業所	一一一委託業者	中区、東区	1　編成数は各地域のごみの排出量に応じて特別清掃対策部長が指示する。 2　収集・運搬の所管区域は災害状況に応じて特別清掃対策部長が調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

⑵　収集・運搬車両

ごみの収集・運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町、土木業者等へ応援を依頼する。

修　正　後

第２　ごみ及びし尿の処理対策

地震災害が発生した場合、被災地域における生活環境を保全するため、被災家屋の片付け等に伴い排出される片付けごみ、避難所から排出される避難所ごみ及び通常の生活により排出される家庭ごみ（以下「片付けごみ等」という。）並びに仮設トイレ等からの汲取りし尿等（以下「し尿」という。）の収集運搬･処分及び指定避難所等への仮設トイレの設置等必要な対策を講じる。

１　特別作業計画の策定《環境局業務第一課・業務第二課》

⑴　地震災害発生後、直ちに被災状況及び所要作業量の調査を行うとともに、その調査結果に基づき、片付けごみ等及びし尿の収集運搬・処分及び仮設トイレの設置についての特別作業計画を策定し、これに基づき対応を行う。

地震災害により排出された多量の片付けごみ等の収集運搬を本市のみで実施することが困難と認めるときは、広島市廃棄物処理事業協同組合に対して協力を要請し、当組合からの協力内容等を参考に特別作業計画を策定するものとする。

⑵　特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所や収集方法等について住民に周知を図る。

２　ごみの処理

⑴　ごみの集積《環境局業務第一課・各環境事業所》

排出された片付けごみ等は、所定の集積場所又は本市が設置する仮置場等に住民の協力を得て集積する。

なお、住民には、可能な限りごみの分別排出について協力を求める。

⑵　ごみの収集運搬《環境局業務第一課・各環境事業所》

集積場所等に集積された片付けごみ等の収集運搬は、「特別ごみ収集班」を編成し行う。

ア　特別ごみ収集班の編成と区域

編　成　機　関		収集運搬の所管区域	摘　　要
中環境事業所	廃棄物処理業者	中区、東区	1　編成数は各地域のごみの排出量に応じて指示する。 2　収集運搬の所管区域は災害状況に応じて調整する。
南環境事業所		南区	
西環境事業所		西区	
安佐南環境事業所		安佐南区	
安佐北環境事業所		安佐北区	
安芸環境事業所		安芸区	
佐伯環境事業所		佐伯区	

イ　収集運搬車両

片付けごみ等の収集運搬は、本市及び廃棄物処理業者が保有するごみ収集車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、建設機械レンタル会社に対して車両提供を要請し、又は近隣市町、土木業者等へ応援を依頼する。

⑶　ごみの処分《環境局施設課・各清掃工場・玖谷埋立地》

集積場所等から収集した片付けごみ等は、本市のごみ焼却施設及び埋立地等で処分する。

なお、感染症予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。

修　正　前	修　正　後
3　ごみの処理《環境局施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課・各環境事業所・各清掃工場・玖谷埋立地》 地震によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定されるため、ごみの処理を、被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策に分けて実施する。 ⑴　第一次対策 ア　一般家庭や指定避難所等から排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、計画的に収集して本市のごみ焼却施設及び埋立地へ運搬し処分する。 なお、住民及び事業者には、可能な限りごみの分別排出の協力を求める。 イ　ごみ焼却施設及び埋立地において、短期間で大量のごみを処理することができない場合には、公有地等を利用して、臨時の集積場を指定し、ごみを搬入する。 ウ　感染症予防上実施した清掃・消毒によって生じた廃棄物は、感染を防止するための必要な処置を施したうえで処分する。 エ　石綿を含むごみの収集・運搬・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準に沿って実施する。 また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等にし、大気汚染防止法に基づき適切な措置を講じた上で解体等を行うよう指導・助言するものとする。 オ　業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り回収、処理を推進するものとする。 ⑵　第二次対策 臨時の集積場所に搬入したごみは、逐次、本市のごみ焼却施設、埋立地及びその他民間施設へ運搬し、処分する。	
4　し尿の処理 ⑴　指定避難所等への仮設トイレの設置 特別清掃対策部長は、指定避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」（資料編参考業二-1）に基づき、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。 設置された仮設トイレの清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。 また、仮設トイレを設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、指定避難所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。 なお、仮設トイレ設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設トイレを設置するものとする。 また、仮設トイレの確保が困難な場合においては、県に対して仮設トイレのあっせんを要請する。	3　し尿の処理 ⑴　指定避難所等への仮設トイレの設置及び管理 指定避難所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合は、「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」に基づき、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。協定に基づく要請のみでは必要数を確保できない場合には、県や国等へ要請を行う。 仮設トイレの設置後には、水洗用の水が必要となることに留意する。また、清掃等の衛生管理は、原則として、自主防災組織等が中心となって行うものとする。 なお、仮設トイレを設置するまでの間の避難生活では、原則として、自主防災組織等が中心となって、指定避難所等に備蓄してある簡易トイレを設置・使用するものとする。 また、仮設トイレ設置において、公共下水道接続型仮設トイレ受入施設が整備されている場合は、同施設の使用可否を確認のうえ、同施設に仮設トイレを設置するものとする。

修　正　前

⑵　特別し尿処理班の編成

特別清掃対策部長は、浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿処理班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要請	（一財）広島市都市整備公社	浄化槽清掃業許可業者	中区 東区（旧安芸町を除く。） 南区 西区（新庄町を除く。）	①　必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき、特別清掃対策部長が要請する。 ②　被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ④　東区（旧安芸町）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集運搬業務委託業者		西区（新庄町） 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区（旧安芸町） 安芸区	

⑶　し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿処理班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（５～６割程度）を実施し、各戸のトイレの使用を可能とする。

また、指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、指定避難所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

⑷　し尿の運搬

し尿の運搬は、（一財）広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

⑸　し尿の処分

被災地から収集したし尿の処分は、本市の西部水資源再生センター及び安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターで行う。なお、各施設の処理能力を超えて搬入された場合は、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。さらに処理能力を超えて搬入された場合は、近隣市町等に処理を依頼する。

それでもなお処分が困難な場合は、近隣市町等に受入の要請を行う。

５　有害物質の飛散等防止対策《有害物質の取扱を指導する関係課》

有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（資料編）　３－１５－１　環境事業所施設等一覧表
３－１５－２　公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
参考業一－1　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
参考業二－1　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

修　正　後

⑵　し尿の収集運搬

ア　特別し尿収集班の編成

浸水地域におけるし尿の応急収集及び指定避難所等に設置した仮設トイレのし尿収集を行うため、次により「特別し尿収集班」の編成を要請する。

区分	編成機関		処理区域	摘要
要請	（一財）広島市都市整備公社	浄化槽清掃業許可業者	中区 東区（旧安芸町を除く。） 南区 西区（新庄町を除く。）	①　必要な人員及び車両等については、特別作業計画に基づき要請する。 ②　被災地区が特定の地区に集中し、指定の編成機関では対応が困難な場合は、他の処理区域の編成機関に応援を要請して行う。 ③　東区（旧安芸町）及び安芸区については、安芸地区衛生施設管理組合の責任のもとに処理する。
	し尿収集運搬業務委託業者		西区（新庄町） 安佐南区 安佐北区 佐伯区	
	安芸地区衛生施設管理組合		東区（旧安芸町） 安芸区	

※旧安芸町：東区福田・馬木・温品・上温品

イ　し尿の応急収集等

し尿の応急収集は、浸水地域を中心に減水後、特別し尿収集班の編成により行うものとし、被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は、当面の措置として便槽内容の部分汲取り（５～６割程度）を実施し、各戸のトイレの使用を可能とする。

また、指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、指定避難所等の公衆衛生を保持するため、汲取りを実施する。

ウ　し尿の運搬

し尿の運搬は、（一財）広島市都市整備公社及びし尿・浄化槽業者が保有する車両により行う。なお、当該車両が不足するときは、近隣市町村、関係業者等へ応援を依頼する。

⑶　し尿の処分

指定避難所等から収集したし尿は、安芸区及び東区福田・馬木・温品・上温品で発生したものについては安芸地区衛生施設管理組合の安芸衛生センターに搬入し、それ以外の市域で発生したものについては西部水資源再生センターし尿等投入施設に搬入し、処分を行う。これらの施設が被災した場合又は各施設の処理能力を超えたし尿が発生した場合には、公共下水道終末処理場の処理能力の範囲内で下水道放流処分を行う。

それでもなお処分が困難な場合は、近隣市町等に受入の要請を行う。

。

修　正　前

第 16 節　災害廃棄物及び土砂の処理対策《環境局環境政策課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

地震災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、がれき混じり土砂、建築物の倒壊・解体等により生じたがれき（以下、「災害廃棄物」という。）および土砂の収集・運搬・処分について必要な対策を講じる。

1　発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地を利用して臨時の仮置場を確保する。

2　災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、仮置場に運搬する。

3　仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに収集運搬処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。

4　災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。

5　事業系建築物の所有者に対し、事業系建築物の倒壊・解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬・処分するよう指導する。

6　災害廃棄物のうち、石綿を含む建築物のがれきについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則に基づく処理基準に沿って、収集・運搬・処分を行う。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

7　災害廃棄物の処理を災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進するものとする。

（資料編）

３－１５－１　環境事業所施設等一覧表

参考業一－1　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

修　正　後

第３　災害廃棄物及び土砂の処理対策《環境局環境政策課・環境保全課・施設課・業務第一課・産業廃棄物指導課、経済観光局農林整備課、都市整備局緑政課、道路交通局道路課、下水道局河川防災課》

地震災害が発生した場合、被災地域の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害廃棄物（片付けごみ及び倒壊・流失等によりがれき状態になった建物・解体廃棄物、土砂と廃棄物が混ざった混合廃棄物、津波堆積物など、撤去が必要な撤去ごみをいう。以下同じ。）及び土砂の収集運搬・処分について、関係部局で連携し、必要な対策を講じる。

1　発災後速やかに災害廃棄物及び土砂の発生量を推計し、候補地の仮置場のほか、公有地等を利用して臨時の仮置場を確保する。

2　災害廃棄物及び土砂は計画的に収集し、処分場等又は仮置場に運搬する。

3　仮置した災害廃棄物及び土砂については、速やかに処理計画を策定し、計画に基づき適正に処理する。

4　災害廃棄物及び土砂については、可能な限りリサイクルに努めるものとするが、リサイクルできないものについては、県及び関係機関と協議のうえ、計画的に処分する。

5　災害廃棄物のうち、石綿を含む建築物のがれきについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に収集運搬・処分する。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切な措置を講じた上で解体等を行うよう指導・助言する。

6　災害廃棄物のうち、ＰＣＢ廃棄物、フロン類等の有害廃棄物や危険物については、関係法令等に基づき適正に保管・処理する。

第４　有害物質の飛散等防止対策《有害物質の取扱を指導する関係課》

有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

（資料編）
２－１５－１　広島市災害廃棄物処理計画
３－１５－１　環境事業所施設等一覧表
３－１５－２　公共下水道接続型仮設トイレ受入施設整備箇所図
参考業一－１　災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定書
参考業一－２　災害時におけるごみ収集車両の提供に関する協定書
参考業二－１　災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 272

第１節　電力施設（中国電力　株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所・　西部水力センター）

中国電力　㈱広島営業所　・広島電力所・広島北電力所　・　西部水力センターにおいては、「中国電力　防災業務計画」に基づき、電力施設の災害対応及び復旧対策に万全を期する。

１　事業所の現況

　中国電力㈱の広島市地域にある　事業所は別表１のとおりである。

２　防災　組織

⑴　防災　組織の編成

本社、営業所及び電力所　・水力センターの業務機関は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制と非常体制及び特別非常体制がある。防災体制の発令・解除の基準は別表２のとおりである。

防災体制が発令されると　次の表のとおり、本社には状況に応じて各災害対策総本部が、営業所及び電力所・水力センターには状況に応じて各災害対策本部をそれぞれ編成する。

区　　分	本　　社	営業所・電力所　・水力センター
警　戒　体　制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部
非　常　体　制	災害対策総本部	災害対策本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部

⑵　各災害対策総本部と各災害対策本部の構成と任務

ア　本社における各本部の組織編成並びに本部長・副本部長の役割は、別表３のとおりである。

イ　営業所・電力所　・水力センターにおける各災害対策本部の組織編成並びに本部長・副本部長の役割は、別表４のとおりである。

ウ　本社における防災体制下の各班の任務は、別表５のとおりである。

エ　営業所・電力所・水力センターにおける防災体制下の各班の任務は、別表６のとおりである。

⑶　防災体制時の動員基準

防災体制時の動員基準は、あらかじめ定めておき、災害の規模・その他の状況により増員を行う。

修　正　後

修　正　理　由

○　中国電力の送配電部門の法的分離及び事業所組織の見直しに伴う修正。

第１節　電力施設（中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター）

中国電力ネットワーク㈱広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力㈱西部水力センターにおいては、「中国電力・中国電力ネットワーク防災業務計画」に基づき、電力施設の災害対応及び復旧対策に万全を期する。

１　事業所の現況

中国電力ネットワーク㈱および中国電力㈱の広島市地域にある本社及び事業所は別表１のとおりである。

２　災害対策組織

⑴　災害対策組織の編成

本社、ネットワークセンター・水力センターの　機関は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制、非常体制及び特別非常体制があり、防災体制の発令基準　は別表１のとおりである。

防災体制が発令された場合、次の表のとおり、本社、ネットワークセンター・水力センターでそれぞれ対策組織を編成する。

区　　分	本　　社	ネットワークセンター・水力センター
警　戒　体　制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部
非　常　体　制	災害対策総本部	災害対策本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部

⑵　組織編成および各班の任務

ア　本社における対策組織の組織編成・任務　は、別表２のとおりである。

イ　ネットワークセンター・水力センターにおける対策組織　の組織編成・任務　は，別表３のとおりである。

⑶　防災体制時の動員

防災体制時の動員　は、あらかじめ定めておき、災害の規模・その他の状況により増員を行う。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 272
３　情報連絡体制 情報連絡・報告経路 防災体制下の情報・指令伝達経路は、別表７－１～別表７－３のとおりである。	

修　正　後
修　正　理　由 ○　中国電力の送配電部門の法的分離及び事業所組織の見直しに伴う修正。
３　情報連絡体制 情報連絡・報告経路 防災体制下の情報・指令伝達経路は、別表４　　のとおりである。

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 274

８　災害広報・広聴計画

災害時のお客さま、報道関係者等に対する停電状況及び復旧状況等の情報周知を迅速・的確に行うとともに、お客さまの要望、苦情、相談等に親切に対応する。

⑴　広報活動

ア　フリーダイヤル、＿＿＿＿＿＿＿＿停電情報アプリによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）

イ～エ　（略）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵　広聴活動

災害の状況により、営業所等のお客さま対応窓口の拡充を図る。

10　広島市との連絡体制

⑴　連絡窓口

区　　分		昼　　間	夜　間（休日）
中国電力　㈱ 広島営業所 （災害対策本部）	設　置　中	支援班（企画総括課）TEL　545-2105 FAX　545-2127	
	設置されていない場合	企画総括課 TEL　545-2105 FAX　545-2127	企画総括課 TEL　090-9507-6815
広島市災害対策本部	設　置　中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL　504-2595	
	設置されていない場合	危機管理室危機管理課 TEL　504-2653	

※停電情報については、中国電力㈱送配電カンパニー（ネットワーク広報）が専用＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿FAX により情報提供を行う。

⑵　情報連絡員の派遣

有線の途絶等により広島市（災害対策本部）から情報連絡員の派遣を要請された場合または中国電力株式会社＿＿＿＿＿＿から派遣すべきと判断した場合に、中国電力株式会社は広島市（災害対策本部）へ要員派遣を行うものとし、次の任務を行う。

【派遣要員の役割】

○　停電状況・復旧状況等の自治体への情報提供

○　道路等の被災・復旧状況の自治体からの情報収集

修　正　後

修　正　理　由

○　防災基本計画の修正を踏まえた修正。

○　中国電力の送配電部門の法的分離及び事業所組織の見直しに伴う修正。

８　災害広報・広聴計画

災害時のお客さま、報道関係者等に対する停電状況及び復旧状況等の情報周知を迅速・的確に行うとともに、お客さまの要望、苦情、相談等に親切に対応する。

⑴　広報活動

ア　フリーダイヤル、コンタクトセンター、停電情報アプリによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）

イ～エ　（略）

オ　行政機関の放送設備等を活用した情報の提供

⑵　広聴活動

災害の状況により、営業所等のお客さま対応窓口の拡充を図る。

10　広島市との連絡体制

⑴　連絡窓口

区　　分		昼　　間	夜　間（休日）
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱ 広島ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （災害対策本部）	設　置　中	支援班（総務　　課）TEL　545-2105 FAX　545-2127	
	設置されていない場合	総務　　課 TEL　545-2106 FAX　545-2127	総務　　課 TEL　090-9507-6815
広島市災害対策本部	設　置　中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL　504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL　504-2656	

※停電情報については、原則として，災害対策本部設置時は，本社総本部（広島県域対応）から各ネットワークセンター（広島，矢野，広島北，廿日市）エリアをとりまとめのうえ，FAX により情報提供を行う。

⑵　情報連絡員の派遣

有線の途絶等により広島市（災害対策本部）から情報連絡員の派遣を要請された場合または中国電力ネットワーク株式会社から派遣すべきと判断した場合に、中国電力ネットワーク株式会社は広島市（災害対策本部）へ要員派遣を行うものとし、次の任務を行う。

【派遣要員の役割】

○　停電状況・復旧状況等の自治体への情報提供

○　道路等の被災・復旧状況の自治体からの情報収集

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 275

別表１　事業所

名　　称	所　　在　　地
中国電力㈱本社	広島市中区小町 4-33　(082) 241-0211
西部水力センター	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30　(082) 819-0019
広島営業所 （中区・南区・西区・東区）	広島市中区竹屋町 2-42　0120-297-510
矢野営業所 （安芸区）	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21　0120-525-089
広島北営業所 （安佐南区・安佐北区）	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28　0120-516-850
広島北電力所	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30　(082) 810-0200
廿日市営業所 （佐伯区）	廿日市市串戸六丁目 5-12　0120-517-370
広島電力所	広島市中区竹屋町 2-42　(082) 240-3540

修　正　後

修　正　理　由

○　中国電力の送配電部門の法的分離及び事業所組織の見直しに伴う修正。

○　防災体制区分の記載簡略化に伴う修正。

別表１

≪広島市地域にある本社・事業所≫

名　　称	所　　在　　地
中国電力㈱本社	広島市中区小町 4-33　(082) 241-0211
西部水力センター	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30　(082) 819-0019
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱本社	広島市中区小町 4-33　(082) 241-7711
広島ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （中区・南区・西区・東区）	広島市中区竹屋町 2-42　0120-748-510
矢野ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （安芸区）	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21　0120-525-089
広島北ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （安佐南区・安佐北区）	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28　0120-516-850
広島北ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ 亀山西事務所	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30　0120-516-850
廿日市ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （佐伯区）	廿日市市串戸六丁目 5-12　0120-517-370

≪防災体制の区分≫

防災体制の区分	発令の考え方
警　戒　体　制	災害発生が予測される場合 その他必要な場合
非　常　体　制	災害が発生し，応急対策を実施する必要がある場合
特別非常体制	甚大な災害が発生し，復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 276

別表２

防災体制の発令および解除の考え方ならびに発令手順

１．防災体制発令の考え方

いずれかに該当する場合は，発令するものとする。

区分		発令の考え方
警戒体制	準　備 総本部	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合，または担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合
	事 業 所 準備本部 （支社を除く。）	○ 担当区域に大規模な被害が予測される場合 ○ 担当区域に被害が発生し，応急対応を実施する必要がある場合
非常体制	総本部	○ 担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合，または担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合
	事業所 本部 （支社を除く。）	○ 担当区域に大規模な被害が発生し，応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制	総本部	○ 担当区域に甚大な被害が発生し，復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 ○ 担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合
	事業所 本部 （支社を除く。）	○ 担当区域に甚大な被害が発生し，復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

修　正　後

修　正　理　由

○　防災体制区分の記載簡略化に伴う修正。

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 276

別表２

防災体制の発令および解除の考え方ならびに発令手順

２．防災体制解除の考え方

区分		解除の考え方
警戒体制	準　備 総本部	○ 非常体制が発令されている担当区域の現業機関がなくなり，かつ警戒体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事 業 所 準備本部 （支社を除く。）	○ 応急対応をする必要がなくなり，かつ担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなった場合
非常体制	総本部	○ 特別非常体制が発令されている担当区域の現業機関がなくなり，かつ非常体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 本部 （支社を除く。）	○　担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなり，かつ大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特別非常体制	総本部	○ 特別非常体制が発令されている担当区域の現業機関がわずかとなった場合
	事業所 本部 （支社を除く。）	○　担当区域で新たに甚大な被害が発生する恐れがなくなり，かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

（注）原則として，特別非常体制を解除した場合は非常体制へ，非常体制を解除した場合は警戒体制へ　それぞれ移行する。

支社対策室は，総本部に準じた解除の考え方とする。

修　正　後

修　正　理　由

○　防災体制区分の記載簡略化に伴う修正。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 277～283
別表２　防災体制の発令および解除の考え方ならびに発令手順 別表３　総本部における各体制の組織編成および本部長・副本部長・総合復旧班長・被災従業員支援班長の役割 別表４　事業所（支社を除く）における各体制の組織編成および本部長・副本部長の役割 別表５　総本部における防災体制下の各班の任務 別表６　事業所（支社を除く。）における防災体制下の各班の任務 別表７　防災体制下の指令伝達・情報連絡経路　１～３	

修　正　後
修　正　理　由 ○　中国電力の送配電部門の法的分離及び事業所組織の見直しに伴う修正。
別表２　本社における対策組織の組織編成・任務 別表３　事業所における対策組織の組織編成・任務 別表４　対策組織が設置された場合の指令伝達・情報連絡経路 別表５　削除（別表２に記載） 別表６　削除（別表３に記載） 別表７　削除（別表４に記載）

修　正　前

基本・風水害対策編 第１章　総則 第１節　計画の方針	頁 1

第２　計画の体系及び位置付け

広島市地域防災計画の体系は次のとおりであり、本編を基本・風水害対策編として位置付ける。

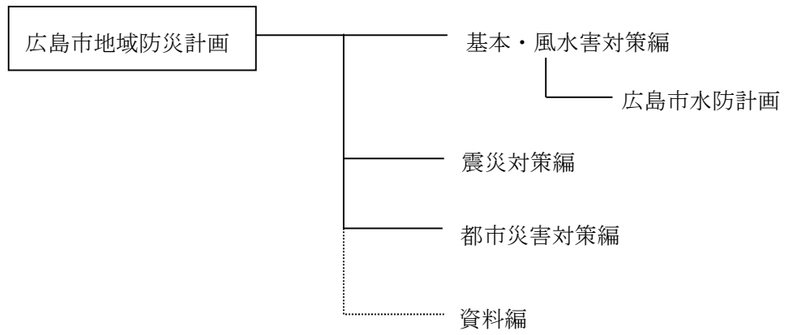

修　正　後

修　正　理　由

○　「第６次広島市基本計画」の策定に伴う修正。

第２　計画の体系及び位置付け

広島市地域防災計画の体系は次のとおりであり、本編を基本・風水害対策編として位置付ける。

また、本市では、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を「第６次広島市基本計画」に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしている。本計画における施策の実施により、災害に強いまちづくりの推進を図り、ＳＤＧｓの達成に貢献する。

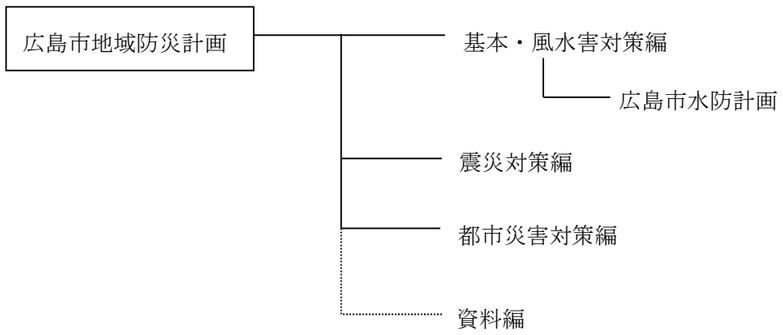

【災害に強いまちづくりの推進により達成を目指すＳＤＧｓ】

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 91

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
市民局	国際平和推進部	国際交流課	1　海外からの支援に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　他課の応援に関すること
	人権啓発部	人権啓発課	1　所管施設の防護に関すること 2　広島市災害多言語支援センターに関すること 3　他課の応援に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正等に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
市民局	国際平和推進部	国際化推進課	1　海外からの支援に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　広島市災害多言語支援センターに関すること
	人権啓発部	人権啓発課	1　所管施設の防護に関すること 2　性的マイノリティの視点を取り入れた避難所の相談・指導に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 92

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	●健康福祉・地域共生社会課（地域共生社会推進室、監査指導室含む。）	1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関すること 6　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 7　福祉避難所についての連絡調整に関すること 8　避難所における被災者支援の総括に関すること 9　被災者生活再建支援法に関すること 10　被災者支援の取りまとめに関すること 11　局の庶務に関すること 12　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	■地域福祉課	1　日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること 2　所管施設の防護、応急対策に関すること 3　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 4　他課の応援に関すること
	――	―　――
	――	―　―― ―　――

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	●健康福祉企画課	1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関すること 6　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 7　福祉避難所についての連絡調整に関すること 8　避難所における被災者支援の総括に関すること 9　被災者生活再建支援法に関すること 10　被災者支援の取りまとめに関すること 11　局の庶務に関すること 12　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	■地域共生社会推進課	1　日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること 2　所管施設の防護、応急対策に関すること 3　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 4　他課の応援に関すること
	監査指導課	1　他課の応援に関すること
	保護自立支援課	1　所管施設の防護、応急対策に関すること 2　他課の応援に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 93

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
こども未来局	児童相談所	相談課 支援課	１　所管施設の防護に関すること ２　他課の応援に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
こども未来局	児童相談所		１　所管施設の防護・応急対策に関すること ２　所管施設被災児等の保護に関すること ３　要配慮者対策に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 94

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	●都市整備調整課	1	局内の要員に係る調整に関すること
		2	気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること
		3	局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること
		4	局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること
		5	所管市有地の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること
		6	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
		7	局に属する職員の招集に関すること
		8	局の庶務に関すること
		9	災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●復興工事事務所	1	対象地区内の事業施設等の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること
		2	工事関係者等への協力依頼に関すること
	技術管理課	1	他課の応援に関すること
	都市計画課	1	他課の応援に関すること
	●みなと振興課	1	市営さん橋等施設の防護、被害調査及び災害復旧に関すること
		2	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
		3	港湾関係機関との連絡調整に関すること
	■都市機能調整部	1	所管市街地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること
		2	所管施設の防護に関すること
		3	所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
		4	所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること
		5	他課の応援に関すること
	青崎地区区画整理事務所	1	所管施設の防護に関すること
		2	他課の応援に関すること
	西広島駅北口地区区画整理事務所	1	所管市有地の防護に関すること
		2	他課の応援に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	●都市整備調整課	1	局内の要員に係る調整に関すること
		2	気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること
		3	局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること
		4	局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること
		5	所管市有地の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること
		6	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
		7	局に属する職員の招集に関すること
		8	局の庶務に関すること
		9	災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	技術管理課	1	他課の応援に関すること
	都市計画課	1	他課の応援に関すること
	●みなと振興課	1	市営さん橋等施設の防護、被害調査及び災害復旧に関すること
		2	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
		3	港湾関係機関との連絡調整に関すること
	■都市機能調整部	1	所管市街地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること
		2	所管施設の防護に関すること
		3	所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
		4	所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること
		5	他課の応援に関すること
	青崎地区区画整理事務所	1	所管施設の防護に関すること
		2	他課の応援に関すること
	西広島駅北口地区区画整理事務所	1	所管市有地の防護に関すること
		2	他課の応援に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 95

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	■西風新都整備部		1　計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1　公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関すること 2　工事関係者への協力依頼に関すること
	指導部	■建築指導課	1　被災建築物（民間建築物に限る）の応急危険度判定（地震災害時に限る）及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関すること 2　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること 3　被災した住宅の応急修理に関すること
		■宅地開発指導課	1　造成地及び人工崖等の防災指導に関すること 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること
	営繕部	■営繕課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること 2　被災市有建築物（市営住宅を除く）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る） 3　応急仮設住宅の建設に関すること 4　工事関係者への協力依頼に関すること
		■設備課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること 2　応急仮設住宅の建設に関すること 3　工事関係者への協力依頼に関すること
	住宅部	■住宅政策課 ■住宅整備課	1　市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること 2　被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る） 3　工事関係者への協力依頼に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	■西風新都整備部		1　計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1　公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関すること 2　工事関係者への協力依頼に関すること
	スタジアム建設部		1　他課の応援に関すること
	指導部	■建築指導課	1　被災建築物（民間建築物に限る）の応急危険度判定（地震災害時に限る）及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関すること 2　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること 3　被災した住宅の応急修理に関すること
		■宅地開発指導課	1　造成地及び人工崖等の防災指導に関すること 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること
	営繕部	■営繕課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること 2　被災市有建築物（市営住宅を除く）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る） 3　応急仮設住宅の建設に関すること 4　工事関係者への協力依頼に関すること
		■設備課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること 2　応急仮設住宅の建設に関すること 3　工事関係者への協力依頼に関すること
	住宅部	■住宅政策課 ■住宅整備課	1　市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること 2　被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る） 3　工事関係者への協力依頼に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 95

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
道路交通局	●道路管理課		1　異常気象時の指定路線の通行規制に関すること 2　道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 6　市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること
	＿用地部	■用地監理課 ■用地補償課	1　事業用代替地の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿	1　異常気象時の指定路線の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正等に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
道路交通局	●道路管理課		1　＿＿＿＿＿道路の通行規制に関すること 2　道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 6　市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること
	■用地部	＿＿＿ ＿＿＿	1　事業用代替地の防護に関すること 2　他課の応援に関すること
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●東部地区連続立体交差整備事務所	1　＿＿＿＿＿道路の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 100

表３－２－２

⑶　区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課	（略）
避難収容班	（略）	（略）
救援救護班	■健康長寿課 （東区は地域支えあい課）	（略）
	■保健福祉課 （東区は福祉課）	（略）
輸送班	（略）	（略）
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課	（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑶　区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所（設置区に限る） ■会計課（設置区に限る）	（略）
避難収容班	（略）	（略）
救援救護班	■地域支えあい課	（略）
	■福祉課	（略）
輸送班	（略）	（略）
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課（設置区に限る） ●地域整備課	（略）

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 101

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
市民局	国際平和推進部	国際交流課	1　海外からの支援に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　他課の応援に関すること
	人権啓発部	人権啓発課	1　所管施設の防護に関すること 2　広島市災害多言語支援センターに関すること 3　他課の応援に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正等に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
市民局	国際平和推進部	国際化推進課	1　海外からの支援に関すること 2　所管施設の防護に関すること 3　広島市災害多言語支援センターに関すること
	人権啓発部	人権啓発課	1　所管施設の防護に関すること 2　性的マイノリティの視点を取り入れた避難所の相談・指導に関すること

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 102

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	●健康福祉・地域共生社会課（地域共生社会推進室、監査指導室含む。）	1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　民生・衛生事業について、他の政令市等への応援要請に関すること 6　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 7　福祉避難所についての連絡調整に関すること 8　避難所における被災者支援の総括に関すること 9　被災者生活再建支援法に関すること 10　被災者支援の取りまとめに関すること 11　局の庶務に関すること 12　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	■地域福祉課	1　日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること 2　所管施設の防護、応急対策に関すること 3　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 4　救援物資の配分計画に関すること 5　他課の応援に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等	分掌事務
健康福祉局	●健康福祉企画課	1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局に属する職員の招集に関すること 5　他の政令指定都市等に対する民生・衛生事業の応援要請に関すること 6　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 7　福祉避難所についての連絡調整に関すること 8　避難所における被災者支援の総括に関すること 9　被災者生活再建支援法に関すること 10　被災者支援の取りまとめに関すること 11　局の庶務に関すること 12　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	■地域共生社会推進課	1　日本赤十字社・共同募金会その他社会福祉関係団体との連絡に関すること 2　所管施設の防護、応急対策に関すること 3　救援物資の給与又は貸与についての連絡調整に関すること 4　他課の応援に関すること
	監査指導課	1　他課の応援に関すること
	保護自立支援課	1　所管施設の防護、応急対策に関すること 2　他課の応援に関すること

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 103

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
こども未来局	児童相談所	相談課 支援課	１　所管施設の防護に関すること ２　他課の応援に関すること

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
こども未来局	児童相談所	――	１　所管施設の防護・応急対策に関すること ２　所管施設被災児等の保護に関すること ３　要配慮者対策に関すること

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 104

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	●都市整備調整課	1	局内の要員に係る調整に関すること。
		2	気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。
		3	局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。
		4	局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること。
		5	所管市有地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること。
		6	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
		7	局に属する職員の招集に関すること。
		8	局の庶務に関すること。
		9	災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	●復興工事事務所	1	対象地区内の事業施設等の災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること。
		2	工事関係者等への協力依頼に関すること。
	技術管理課	1	他課の応援に関すること。
	都市計画課	1	他課の応援に関すること。
	●みなと振興課	1	市営さん橋等施設の災害予防及び災害復旧に関すること。
		2	市営さん橋等施設の被害調査及び確認に関すること。
		3	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
		4	港湾関係機関との連絡調整に関すること。
	■都市機能調整部	1	所管市街地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること。
		2	所管施設の防護に関すること。
		3	所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
		4	所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること。
		5	他課の応援に関すること。
	青崎地区区画整理事務所	1	所管施設の防護に関すること。
		2	他課の応援に関すること。
	西広島駅北口地区区画整理事務所	1	所管市有地の防護に関すること。
		2	他課の応援に関すること。

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

○　基本・風水害対策編の記載内容に合わせた修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	●都市整備調整課	1	局内の要員に係る調整に関すること。
		2	気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。
		3	局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。
		4	局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること。
		5	所管市有地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること。
		6	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
		7	局に属する職員の招集に関すること。
		8	局の庶務に関すること。
		9	災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
	技術管理課	1	他課の応援に関すること。
	都市計画課	1	他課の応援に関すること。
	●みなと振興課	1	市営さん橋等施設の防護、被害調査及び災害復旧に関すること。
		2	応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
		3	港湾関係機関との連絡調整に関すること。
	■都市機能調整部	1	所管市街地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関すること。
		2	所管施設の防護に関すること。
		3	所管施設に関する応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。
		4	所管施設に関する関係機関との連絡調整に関すること。
		5	他課の応援に関すること。
	青崎地区区画整理事務所	1	所管施設の防護に関すること。
		2	他課の応援に関すること。
	西広島駅北口地区区画整理事務所	1	所管市有地の防護に関すること。
		2	他課の応援に関すること。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 105

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	■西風新都整備部		1　計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること。
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1　公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関すること。 2　工事関係者への協力依頼に関すること。
	指導部	■建築指導課	1　被災建築物（民間建築物に限る。）の応急危険度判定（地震災害時に限る。）及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関すること。 2　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。 3　被災した住宅の応急修理に関すること。
		■宅地開発指導課	1　造成地及び人工崖等の防災指導に関すること。 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	営繕部	■営繕課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く。）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること。 2　被災市有建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る。）。 3　応急仮設住宅の建設に関すること。 4　工事関係者への協力依頼に関すること。
		■設備課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く。）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること。 2　応急仮設住宅の建設に関すること。 3　工事関係者への協力依頼に関すること。
	住宅部	■住宅政策課 ■住宅整備課	1　市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること。 2　被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る。）。 3　工事関係者への協力依頼に関すること。

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	■西風新都整備部		1　計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関すること。
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課	1　公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関すること。 2　工事関係者への協力依頼に関すること。
	スタジアム建設部		1　他課の応援に関すること。
	指導部	■建築指導課	1　被災建築物（民間建築物に限る。）の応急危険度判定（地震災害時に限る。）及び民間建築物の被害状況の調査の実施体制に関すること。 2　被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関すること。 3　被災した住宅の応急修理に関すること。
		■宅地開発指導課	1　造成地及び人工崖等の防災指導に関すること。 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	営繕部	■営繕課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く。）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関すること。 2　被災市有建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る。）。 3　応急仮設住宅の建設に関すること。 4　工事関係者への協力依頼に関すること。
		■設備課	1　庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く。）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関すること。 2　応急仮設住宅の建設に関すること。 3　工事関係者への協力依頼に関すること。
	住宅部	■住宅政策課 ■住宅整備課	1　市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関すること。 2　被災した市営住宅の応急危険度判定に関すること（地震災害時に限る。）。 3　工事関係者への協力依頼に関すること。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 105

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
道路交通局	●道路管理課		1　異常気象時の指定路線の通行規制に関すること。 2　道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関すること。 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 6　市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること。
	用地部	■用地監理課 ■用地補償課	1　事業用代替地の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿	1　異常気象時の指定路線の通行規制に関すること。 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること。 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正等に伴う修正。

表３－２－２

⑵　災害対策本部の分掌事務

局等	部課等		分掌事務
道路交通局	●道路管理課		1　＿＿＿＿＿道路の通行規制に関すること。 2　道路啓開のための道路区域の指定等の総括に関すること。 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。 6　市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関すること。
	■用地部	＿＿＿＿ ＿＿＿＿	1　事業用代替地の防護に関すること。 2　他課の応援に関すること。
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●東部地区連続立体交差整備事務所	1　＿＿＿＿＿道路の通行規制に関すること。 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること。 3　道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関すること。 4　道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関すること。 5　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること。 6　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 110

表３－２－２

⑶　区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課	（略）
避難収容班	（略）	（略）
救援救護班	■健康長寿課 （東区は地域支えあい課）	（略）
	■保健福祉課 （東区は福祉課）	（略）
輸送班	（略）	（略）
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課	（略）

修　正　後

修　正　理　由

○　組織改正に伴う修正。

表３－２－２

⑶　区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所（設置区に限る） ■会計課（設置区に限る）	（略）
避難収容班	（略）	（略）
救援救護班	■地域支えあい課	（略）
	■福祉課	（略）
輸送班	（略）	（略）
調査・応急復旧班	●維持管理課 ●農林課（設置区に限る） ●地域整備課	（略）